

独立行政法人日本貿易保険平成27年度（2015年度）業務実績表

2016年6月 独立行政法人日本貿易保険

中期目標	中期計画	年度計画（平成27年度）	年度計画進捗状況（平成28年3月末現在）
<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>日本貿易保険設立以来の「お客様中心主義」の理念を引き続き徹底し、利用者の視点に立ったサービスの向上に努めることとする。また、企業の取引環境の変化に応じ、海外拠点を通じた取引への支援強化などの商品性改善に取り組むこととする。平成25年より実施段階に入る国際的な銀行監督ルール（「パーゼル3」）下においても、貿易保険付きファイナンスが質的・量的に確保され、我が国企業の海外展開や民間資金を活用したインフラ整備が円滑に行われるよう、必要な環境整備に努めることとする。</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>我が国の通商・産業政策や国際ルール等の動向に対応しつつ、取引環境の変化に応じたお客様のご要望を積極的に汲み取り、我が国企業の国際競争力確保の観点から、諸外国と比較して遜色のない質の高いサービスを提供できるよう、商品の改善・開発等に取り組めます。</p>	<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>我が国の通商・産業政策や国際ルール等の動向に対応しつつ、取引環境の変化に応じたお客様のご要望を積極的に汲み取り、我が国企業の国際競争力確保の観点から、諸外国と比較して遜色のない質の高いサービスを提供する。また、そのために商品の改善・開発等に 取り組む。</p> <p>また、こうした取組の評価は、お客様の声を重視して行っていく。</p> <p>貿易保険利用者アンケートによる顧客満足度 【目標参考値】</p> <p>総合評価 70%以上 [13年度実績：－] 商品性の改善 70%以上 [13年度実績：68.0%] お客様の負担軽減 80%以上 [13年度実績：75.4%] 意思決定・業務処理の迅速化 70%以上 [13年度実績：66.0%] （注） アンケート結果において、「高く評価できる」、「ある程度評価できる」と回答した割合。</p>	<p>貿易保険利用者アンケートによる顧客満足度</p> <p>総合評価 86% 商品性の改善 60.5% お客様の負担軽減 82.1% 意思決定・業務処理の迅速化 68.2%</p>
<p>（1）商品性の改善</p> <p>国境を超えた多国間での企業間競争が激化する中で、我が国企業の国際競争力を確保するよう、利用者のニーズの変化に的確に対応した保険商品を提供するよう努めること。</p>	<p>（1）商品性の改善</p> <p>我が国の通商・産業政策の動向に対応しつつ、取引環境の変化に応じたお客様のご要望を積極的に汲み取り、我が国企業の国際競争力確保の観点から、諸外国と比較して遜色のない質の高いサービスを提供できるよう、商品の改善・開発に取り組めます。</p>	<p>（1）商品性の改善</p>	
<p>①利用者のニーズに即した現行保険商品の見直し</p> <p>近年の金融取引の高度化・我が国企業の対外取引形態の複雑化に対応し、個々の企業の貿易保険に対するニーズも多様化していることを踏まえ、諸外国において提供される貿易保険サービスの内容も参考としつつ、手続きの簡素化を含め現在提供している貿易保険サービスの商品性の改善に不断に取り組むこと。</p> <p>また、欧州における債務危機など国際金融の動向を注視しつつ、国際金融変動のセーフティネットとして、政府及び関係機関と連携し、我が国企業の貿易投資活動に対する資金供給の円滑化のための取組についても、金融環境の変化に応じ迅速に対応すること。</p>	<p>①現行保険商品の見直し</p> <p>近年の我が国企業の多様なビジネス形態に対応して、貿易保険の商品性の改善に不断に取り組んでまいります。そのため、お客様からのご要望の聴取や、金融取引・対外取引形態の変化、各国貿易保険機関の提供する商品等に関する調査を定期的に行い、商品見直しの必要性を検討するほか、海外フロンティング、海外輸出信用機関との再保険活用等を通じて、お客様のニーズに対応します。</p> <p>具体的には、中小企業輸出代金保険の見直し、海外の販売・生産拠点の取引に対する付保・金融支援、海外投資保険の見直し、プラント案件の契約形態に対応した保険商品の提供、航空機保険の制度設計等に取り組む、随時実施します。また、現行商品の利便性向上についても引き続き取り組めます。</p> <p>また、欧州債務危機などの国際的な金融危機への対応については、有事の際のセーフティネットとして、政府及び関係機関と連携しつつ、お客様のニーズに即した円滑な資金供給が行われるよう、</p>	<p>① 現行保険商品の見直し</p> <p>お客様からのご要望の聴取や、金融取引・対外取引形態の変化等に鑑み、商品見直しの必要性を検討する。また、貿易保険法改正により可能となった、テロ・戦争による増加費用の貿易一般保険によるてん補、外国銀行に対する海外事業資金貸付保険の付保、国内損保会社からの再保険引受等への取組を推進する。</p> <p>➢ 包括保険制度の簡素化 事務負担軽減を目指した、設備財包括保険の制度・手続簡素化</p> <p>➢ SPC信用リスクの引受範囲の拡大 親会社保証の場合に加え、海外事業資金貸付保険を</p>	<p>制度手続改善については、平成25年度から、より利用いただきやすい商品性や手続とするべく全社横断的な制度・手続改善の取組を継続しているところ。具体的には、改善項目について、実施予定や検討状況をHP上で逐次公表してお客様に周知している。平成27年度は年度当初予定していた取組を着実に実施したほか、お客様からの要望等ニーズに柔軟に対応し、包括保険（2項目）、中小企業輸出代金保険（1項目）、投資保険（1項目）の追加的な制度改善を実施した。さらに、安倍総理大臣より発表された「質の高いインフラパートナーシップ」への対応として、合計8項目から成る機能強化策を発表した。</p> <p>【当初予定し、実施した制度改正】</p> <p>➢ 包括保険制度の見直し（平成28年4月実施済） ◆ 内容変更等に係る手続きの緩和と効果：ユーザーの事務・案件管理に係る負担軽減></p> <p>➢ SPC信用リスクてん補スキームの要件緩和（平成28年4月実施済）</p>

中期目標	中期計画	年度計画（平成27年度）	年度計画進捗状況（平成28年3月末現在）
	<p>金融環境の変化に応じ迅速に対応するとともに、機動的に制度や運用の改善を図ります。</p> <p>なお、上記の内容や時期については、年度計画において定めます。</p>	<p>付保するような場合など、SPC の財務状況が把握できる場合の引受の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業総合保険支払限度額2倍超設定時の割増料率制度の廃止 2014年4月に実施した制度改善による効果と、被保険者間の枠配分の状況を考慮した、当該割増料率の廃止検討 ➢ 海外投資保険の見直し 特定の再投資先企業の損失のみを対象とする再投資スキームの導入、回収義務、回収金の範囲の緩和（全損事故において事業再開後に発生した剰余金等の取扱） ➢ 航空機保険の制度設計 他国輸出信用機関に比べて遜色のない国産航空機輸出支援保険の創設に向けた準備推進（約款、引受審査及び期中管理等の引受体制） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 親会社保証の場合に加え、NEXI が関与するファイナンス等において決済資金の調達状況が把握できる場合を対象に追加く効果：本邦企業の複雑なスキームに対する付保ニーズへの対応> ➢ 企業総合保険支払限度額2倍超設定時の割増料率制度の廃止（平成28年4月実施済）<効果：企業総合保険ユーザーの取引拡大に係る利便性向上及び事務負担軽減> ➢ 海外投資保険の見直し（平成28年4月実施済） <ul style="list-style-type: none"> ◆ 特定の再投資先企業の損失のみを対象とする再投資スキームの導入<効果：本邦企業の複雑な投資スキームに対する付保ニーズへの対応> ◆ 回収金の対象範囲の緩和<効果：保険金支払後の回収におけるユーザーの負担軽減> <p>（上記に当たっては、主要ユーザーとの意見交換を通じた詳細なニーズの把握、関連の規程類の改正、保険料徴収方法、付帯する特約文言、保険設計方法等保険引受時の諸条件整備のほか、システム開発対応も実施した。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 航空機保険の見直し <ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成27年度の制度設計に係る進捗は以下のとおり。 【約款策定関連】社内関係者及び弁護士事務所等と調整した約款案を輸出者及び金融機関等へ提示し、その内容について調整を開始。 【引受審査関連】与信先である航空会社専用の信用格付モデルの導入完了。 【期中管理及び回収関連】外部専門家等と協議を開始し、リレーションを構築。 <p>【当初予定に追加して対応した制度改正】 （下記に当たっては、通常の案件相談を通じたニーズ把握に加えて、集中的なヒアリングを実施。また投資保険の保険期間の長期化については、政令改正を実施。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 包括保険制度の見直し（平成28年4月実施済） <ul style="list-style-type: none"> ◆ 付保義務の一部緩和<効果：特定の商流（海外子会社経由の輸出）に係るユーザー付保ニーズに合った保険設計への対応> ◆ PU格バイヤー向け取引（信用不てん補）に係る包括保険の信用料率廃止<効果：包括保険ユーザーの保険料負担軽減、てん補範囲と徴収料率の関係性明確化> ➢ 中小企業輸出代金保険の利用要件緩和（平成28年3月実施済） <ul style="list-style-type: none"> ◆ ユーザー要望を踏まえ、本保険の対象取引の要件を緩和し、リテンション決済を含む取引についても本保険の利用が可能となるよう変更<効果：ユーザー利便性向上> ➢ 海外投資保険の見直し（平成28年4月実施済） <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業終了後の契約違反であっても権利侵害の対象となることを明確化<効果：インフラ事業への出資リ

中期目標	中期計画	年度計画（平成27年度）	年度計画進捗状況（平成28年3月末現在）
			<p>スクを低減></p> <p>【「質の高いインフラパートナーシップ」実現に向けた機能強化策（平成27年11月発表）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 案件の事業期間長期化に対応するため、投資保険期間を延長（15→30年）【平成28年4月実施済】 ➢ 事業終了後の外国政府等による契約違反リスクのカバー【平成28年1月実施済】 ➢ メザニン（劣後ローン、優先株）の填補範囲の拡大（ントリーリスクに加え、経営破綻）【平成28年度下半期実施予定】 ➢ ドル建て貿易保険の創設【貿易再保険特別会計の承継を受ける平成29年度以降段階的に実施予定】 ➢ 融資保険の非常危険填補率を100%に拡大（現状97.5%）【平成28年4月実施済】 ➢ サブソブリン対応保険の創設【平成28年4月実施済】 ➢ 事業者が金利スワップ契約を行う場合、契約の不履行を一定範囲で引受【平成28年度下半期実施予定】 ➢ 貿易代金貸付保険（パイヤーズクレジット）の融資対象にNEXI保険料を含められるよう改善
<p>（2）サービスの向上</p> <p>現在行っている業務について、利用者の視点に立ち、以下のサービスの向上に一層努めること。たとえば、WEB上のサービスの一層の充実、申込手続きや審査手続きの簡素化等により、利用者の利便性向上、負担軽減や業務処理期間の短縮に努めることとする。</p>	<p>（2）サービスの向上</p> <p>常にお客様の視点に立って、サービスの向上に努力し、お客様との信頼関係の構築に取り組みます。</p>	<p>（2）サービスの向上</p>	
<p>①利用者の負担軽減</p> <p>引受申請等に係る諸手続や提出書類の合理化・簡素化をさらに進めること。第四期システムのオンライン機能を活用したWEBサービスの拡充や、運用の明確化等を推進すること。また、海外貿易保険機関等との連携を通じたワンストップ化等を進めることにより、利用者の手続面での負担の軽減を図ること。</p>	<p>①お客様の負担軽減</p> <p>パンフレット等お客様向け情報提供の見直しを適宜実施するとともに、保険引受申請や査定等の際にお客様にお願いする諸手続について、その必要性を検証し、プロセスや必要提出書類の簡素化・合理化を進めます。また、分かりにくい制度や運用を明確化し、お客様の負担を軽減します。第四期システム（SPIRIT-ONE）については、お客様のニーズを踏まえオンライン機能を活用したWEBサービスの更なる拡充、手続・情報提供の簡素化・効率化に努めます。更に、各国貿易保険機関との再保険ネットワークを通じ、国際共同事業を展開するお客様の保険手続に係る負担の軽減を図ります。</p>	<p>① お客様の負担軽減</p> <p>各種手続における記入項目の簡素化や提出書類の削減を実施する。同時に、Webサービスの利用対象となる手続を拡大する。これらにより、オンラインでの保険申込の実現等、手続の大幅な簡素化を可能にする。また、分かりにくい制度や運用の明確化を引き続き進めるとともに、各国輸出信用機関との再保険ネットワークを通じ、国際共同事業を進めるお客様の手続負担軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ Webサービスの拡充 <ul style="list-style-type: none"> お客様負担軽減と利便性向上に資するWeb手続の開始とお客様への円滑な導入 ・ 保険利用者登録及び海外商社（パイヤー）登録手続等（2015年7月目処） ・ 貿易一般保険（個別）申込等（2015年12月目処） ・ 中小企業輸出代金保険の申込等（2016年度初目処） ・ 企業総合保険に関する支払限度額設定手続の合理化（2017年度内目処） 	<p>① お客様の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ Webサービスの拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険利用者登録及び海外商社（パイヤー）登録手続等（平成27年7月実施済） ・ 貿易一般保険（個別）申込等（平成27年11月実施済） ・ 中小企業輸出代金保険の申込等（平成27年3月実施済） ・ 企業総合保険に関する支払限度額設定手続の合理化（平成29年度内目処）

中期目標	中期計画	年度計画（平成27年度）	年度計画進捗状況（平成28年3月末現在）
		<p>➢ 各国輸出信用機関との再保険協力を通じたワンストップサービスの提供 【目標参考値：再保険引受件数 10 件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険業務手続きの Web 化に当たり、これまでの業務フローや必要書類（押印含む）等を抜本的に見直し、添付書類・記入様式等を大幅に簡素化した上で、Web サービスの構築に取り組んだ。 ・限られた開発スケジュールや人員にて、遅延や重大なシステム障害なく、保険利用者登録、海外商社（バイヤー）登録、貿易一般保険（個別）申込、貿易一般保険事故関連通知、中小企業輸出代金保険申込等の各手続きについて、円滑にサービスを開始した。 ・円滑なサービスの導入に向けて、お客様に対する事前説明会の開催やホームページでの操作マニュアルの掲載などきめ細かく丁寧な御案内を行い、また、サービス開始後は、お客様からの問合せに迅速に対応する社内体制を整えて、利用促進を図った。 ・その結果、各業務ともに、サービス開始以来順調に Web 利用率を上げているところ（バイヤー登録 80~90%、買一個別申込み 70%以上）。 <p>➢ 各国輸出信用機関との再保険協力を通じたワンストップサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア ECA 実績 8 件（達成率 80%） ECIGS（シンガポール）、タイ輸銀、マレーシア輸銀、台湾輸銀、HKEG（香港）と合計 8 件を受再（いずれも更改継続案件）。必ずしもニーズが高くないことを背景に目標参考値に対する達成率 80%。
<p>②意思決定・業務処理の迅速化</p> <p>意思決定及び業務処理の方法について不断の改善を行うことにより、引受審査、保険金査定、債権回収等の各業務について処理の迅速化を図ること。特に、中小企業向け案件については、利用者の負担軽減や業務処理の改善に努めること。なお、その際の目安として、下記の基準を満たすよう努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク（註1）に係る保険金の査定期間を、被保険者事があるいは海外関係当事者への照会による所要期間を除き、55日以下とする。 ・保険料の試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで（中長期 Non-L/G 信用案件（註2）については5営業日以内）に回答する。 ・提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡する。 ・提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡する。 ・具体的な案件に係る利用者からの制度面の照会には5営業日以内に回答する。 ・政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続きを的確に行う。 	<p>②意思決定・業務処理の迅速化</p> <p>保険業務運営に係る知見を集約したナレッジシステム（NEXIライブラリー）については、システム移行を検討の上、その内容について組織内での共有を徹底するとともに、意思決定・業務処理の迅速化を一層推進します。</p> <p>その際、下記の基準を厳守し、お客様との信頼関係の確立に努めるとともに、一層の迅速化を進めます。特に、中小企業のお客様向け案件については、お客様のニーズを踏まえ、業務処理の改善に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスクに係る保険金の査定期間は、被保険者事があるいは海外の関係当事者への照会による所要期間を除き、55日以下とする。 ・保険料の試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで（中長期 Non-L/G 信用案件については5営業日以内）に回答する。 ・提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡する。 ・提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡する。 ・具体的な案件に係るお客様からの制度面の照会には5営業日以内に回答する。 ・政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回 	<p>② 意思決定・業務処理の迅速化</p> <p>Web サービスを拡充し、お客様の負担軽減とともに、NEXI の保険業務の大幅な効率化・迅速化を実現する。また、引き続き業務処理の期間に関する基準を遵守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ Web サービスの拡充（再掲） ➢ 業務処理期間の遵守 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 信用リスクに係る保険金の査定期間：55日以下（被保険者事があるいは海外の関係当事者への照会による所要期間を除く） ◆ 保険料の試算に関する問い合わせへの回 	<p>② 意思決定・業務処理の迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ Web サービスの拡充 Web 化の導入によって、これまでの業務フローや必要書類等を抜本的に見直し、NEXI での入力事務や書類審査業務の大幅な効率化を実施する等、業務処理の迅速化につなげた。またペーパーレス化により、書類授受や保管の手間を軽減したことも業務処理の迅速化に寄与した。具体的には 6,645 件の書類授受や保管業務負担も軽減した（2015.7 月~2016.3 月実績）。結果として、これまで申込みから一週間以上かかっていた証券発行までの期間を、2~4 日へ短縮する効果も挙げている。 ➢ 業務処理期間の遵守 <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスクに係る保険金の査定期間については、平均 18.2 日を達成し、目標の 55 日以下（被保険者事があるいは海外の関係当事者への照会による所要期間を除く）を大幅に下回る査定期間で保険金支払を実行した。査定においては、保険金請求前から顧客と密に連絡をとることにより事故情報等を把握し、短期間で査定を完了した。 ・保険料の試算に関する問い合わせについては、必要な情報

中期目標	中期計画	年度計画（平成27年度）	年度計画進捗状況（平成28年3月末現在）
<p>(註)</p> <p>1) 「信用リスク」とは、一般的に、保険の目的となる契約の相手方の破産や債務の履行遅滞による損失発生危険性を指す。</p> <p>2) 「中長期 Non-L/G 信用案件」とは、信用供与期間が2年以上で、政府保証等がつかず、かつ、信用リスクをてん補している案件。</p>	<p>収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金確認された日の翌営業日までに送金処理の手続を的確に行う。</p> <p>(註) 信用リスクに係る保険金の査定期間算定における、被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間とは、被保険者から提出書類の不備や回答遅延等のため保険金査定が行えない、もしくはこれらに起因して調査等の対応を要する期間を指す。</p>	<p>答：必要な情報を提供された翌営業日まで（中長期 Non-L/G 信用案件については5営業日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 提出された保険契約申込書等に不備がある場合の連絡：5営業日以内 ◆ 提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合の連絡：3営業日以内 ◆ 具体的な案件に係るお客様からの制度面の照会への回答：5営業日以内 ◆ 政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分：日本貿易保険の口座に全額入金確認された日の翌営業日までに送金処理手続完了 <p>(註) 信用リスクに係る保険金の査定期間算定における、被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間とは、被保険者から提出書類の不備や回答遅延等のため保険金査定が行えない、もしくはこれらに起因して調査等の対応を要する期間を指す。</p>	<p>を提供された翌営業日までに回答した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された保険契約申込書等に不備がある場合には、5営業日以内に連絡した。 ・提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合の連絡については、査定担当者が書類内容を確認し3営業日以内に顧客に対し連絡した。 ・具体的な案件に係るお客様からの制度面の照会については5営業日以内に回答した。 ・従来と違った形でアルゼンチンのリスク回収金の配分方法を構築し対応した。スケジュールどおりに債務国から送金がされない場合もある中で、1年を通じリスク回収（95件[平成26年度88件]）については、のべ909社[740社]に対し、1件も遅滞することなく入金配分処理の手続きを適切に実施した。
<p>③情報提供の強化と利用者ニーズの把握</p> <p>中小企業を含めた利用者向け情報提供を強化するなど、保険商品に関する広報・普及活動を積極的に展開すること。これまで貿易保険サービスを利用したことがない中堅・中小企業等の潜在的な利用者のニーズ及び既存の利用者についても、意見の聴取や定期的なニーズ調査等を通じ的確に把握・反映すること。</p>	<p>③情報提供の強化とお客様ニーズの把握</p> <p>現在の保険商品に関する広報・普及体制を充実させ、潜在的なお客様の発掘に積極的に取り組みます。具体的には、ホームページやパンフレット等を逐次見直し、広報活動を通じて貿易保険の認知度の向上を図ります。また、貿易保険を利用されたことのない中堅・中小企業等の潜在的なお客様への積極的な商品ご紹介を、セミナーや提携する地方銀行等との会合を通じて行い、新たな顧客基盤への浸透を図ります。また、こうしたお客様への支援に積極的な内外の関係諸機関との連携を強化し、効率的な普及活動を行います。</p> <p>また、お客様憲章の徹底を図りつつ、お客様の意見聴取・ニーズの把握を常に行い、お客様にとってより利便性が高く多様なサービスを提供できる体制を整えます。</p> <p>その際、新たなお客様のビジネス実態を踏まえるとともに既存のお客様についても定期的な調査等を通じ、お客様のニーズに応じた商品性の開発や改善を行い、保険制度の一層の普及に繋がります。</p>	<p>③ 情報提供の強化とお客様ニーズの把握</p> <p>広報活動の強化を通じて貿易保険の認知度向上を図る。また、新設するお客様総合支援グループにおいて、関係機関とも協力しつつ、セミナー・説明会の開催や個別訪問など、特に中堅・中小企業のお客様による貿易保険の利用を促進する。加えて、お客様への定期的な訪問等により、的確なニーズ把握を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 広報活動の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 貿易保険と NEXI の認知度向上のための新聞記事等の掲載働き掛け 【目標参考値：新聞掲載件数 140 件[14 年度実績：107 件（14 年末時点）]】 ◆ お客様が貿易保険に関する情報を入手しやすくするためのホームページリニューアル（5 月実施予定） ◆ 制度・体制の変更を踏まえたパンフレットの改訂 ◆ お客様向けの各種セミナー、懇談会、説明会等の開催 【目標参考値：各種懇談会・会議・説明会等を通じた情報発信回数 30 回】 ➢ 中堅・中小企業のお客様に対する貿易保険制度の浸透と利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係支援機関や提携金融機関等との協力によるセミナー・説明会の開催などによる貿易保険 	<p>③ 情報提供の強化とお客様ニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 広報活動の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・貿易保険と NEXI の認知度向上のため、個別案件や制度変更に関する各紙への記事掲載の働き掛けを通じて広報活動を行った。 【新聞掲載 179 件（前年度実績 153 件）】 ・平成 27 年 5 月、お客様が貿易保険に関する情報を入手しやすくするため、ホームページのリニューアルを実施した。 ・平成 27 年 10 月の制度改正、及び平成 28 年 1 月の個別保険の申込手続 Web 化を踏まえたパンフレットの改訂を実施した。 ・商社・銀行等、主要なお客様との間で役員レベルの懇談会を実施し、制度改善要望等に関する意見交換や関係強化を図った。その他各種セミナー等において NEXI や貿易保険に関する情報発信を実施した。 【各種懇談会・会議・説明会等を通じた情報発信回数：46 回】 ➢ 中堅・中小企業のお客様に対する貿易保険制度の浸透と利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報活動（認知度向上）強化： セミナー実施・参加回数計 88 回（本店 46 回、大阪 42 回）

中期目標	中期計画	年度計画（平成27年度）	年度計画進捗状況（平成28年3月末現在）
		<p>の広報活動 【目標参考値： 関係機関等との協働によるセミナー・説明会やイベントの実施・参加回数 50回（本店 20回、大阪 30回）[14年度実績： 33回（14年末時点）】</p> <p>◆ 中堅・中小企業に対するアプローチ強化 【目標参考値： 提携金融機関から紹介を受けた中堅・中小企業への訪問等による面談実施 150社（本店 75社、大阪 75社） [14年度実績： 122社（14年末時点）】</p> <p>◆ 中小企業を対象とするバイヤー信用調書無料枠の拡大（3件→8件） 【目標参考値： 信用調書無料枠利用件数 500件[14年度実績約 400件】</p> <p>➢ お客様ニーズの把握 継続的に貿易保険をご利用頂いているお客様への訪問等を通じたニーズの把握 【目標参考値： 訪問社数 150社（本店 90社、大阪 60社）</p>	<p>※対目標数値 78%増（本店：130%増、大阪：40%増） 参加人数 5,716名（東京 3,667名、大阪 2,049名）</p> <p>◆ 貿易保険に馴染みの薄いと考えられる、中小・中堅企業をターゲットに貿易保険を積極的に紹介すべく、ジェトロ、中小機構、日本公庫、商工会議所、各経済産業局・県庁等との連携により、各種セミナー・説明会に参加し、説明を実施。</p> <p>◆ 日弁連、関弁連及び地方の弁護士事務所等の説明会に参加。</p> <p>◆ 日本公庫の顧客層への販促活動を実施、販促ツールとして公庫と協働でチラシを作成。</p> <p>◆ 中堅・中小企業が貿易保険を容易に理解するための販促資料として、動画及びマンガ冊子を作成。平成 28 年 2 月の中堅・中小会議で公表。動画 3 バージョンは HP に掲載（2 ヶ月で 500 回以上のアクセス。中堅・中小顧客企業の出演バージョンも 300 回以上のアクセス）</p> <p>◆ 新規成約後のメディア戦略（地方紙掲載）を積極的に実施（ex. 第七酒造（河北新報、福島日報、福島民友）、菊勇（山形新聞）掲載など）</p> <p>➢ 中堅・中小企業に対するアプローチ強化</p> <p>◆ 提携金融機関顧客訪問 計 161 社（本店 82 社、大阪 79 社）</p> <p>◆ 提携金融機関 平成 27 年度 11 行+16 金庫=計 27 行庫拡大（提携に際しセレモニー実施（山口銀行、諏訪信金等。地元メディアへの取り上げにより、貿易保険の啓蒙活動実施）</p> <p>◆ 平成 27 年には提携行が 100 行を超過：総計 105 行庫となり、日経新聞が報道（これを受け関連の問い合わせ多数）</p> <p>◆ 平成 28 年 2 月に中堅・中小企業海外事業支援ネットワーク会議を開催。提携全行庫（105 行庫）を招集する初の試み実施。81 行庫と支援機関が参集。情報交換の好機会となる。</p> <p>◆ 金融機関用事例集（8 事例）作成</p> <p>◆ 役員の提携金融機関往訪による意見交換（本店管轄 26 行及びメガ邦銀 3 行）</p> <p>◆ 中小企業を対象とするバイヤー信用調書無料枠の拡大 [信用調査 599 件]</p> <p>➢ お客様ニーズの把握</p> <p>◆ 訪問社数実績：184 社（本店 112 社、大阪 74 社）。積極的に顧客ニーズのヒアリングを行い、各種の制度改善を実現した。 ※内容変更等に係る手続きの一部緩和、国内技提オプショ</p>

中期目標	中期計画	年度計画（平成27年度）	年度計画進捗状況（平成28年3月末現在）
		<p>[14年度実績：124社（14年末時点）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ お客様相談窓口対応の充実 お客様総合支援グループの新設による個別ご相談の対応充実 	<p>ンの要件緩和、子会社信用免責に係る例外対応、フロンティング保険と同一貨物に係る重複部分への付保義務緩和、等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ お客様相談窓口対応の充実 <ul style="list-style-type: none"> ◆ お客様総合支援グループを新設して、グループ長以下、担当者5名を配し、既存顧客や保険未利用企業からの個別相談に丁寧に対応した。 ◆ 対応した件数（軽微な問い合わせ除く）：334社 1,528件 ◆ ID登録、シッパー登録でのWEB化対応に当たっては、計847社からの照会に対応。11/30個別保険及び3/22中小保険のWEB化導入に際しても、顧客案内、周知、及び説明を実施。 ◆ 未利用企業からの個別相談対応として、お客様からアプローチのあった先98件、提携金融機関経由の相談先161件（大阪支店からの対応を含む。前掲、中堅中小企業アプローチ）に対応した。 ◆ 元先（3年以上利用のない108社）へのコンタクトを開始した。
<p>（3）リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整備</p> <p>リスク管理及び保険金査定等の業務運営、内部統制、コンプライアンス等の強化を図るための体制整備、並びに人材育成に努めること。</p>	<p>（3）リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整備</p> <p>リスク管理及び保険金査定等の業務運営、内部統制、コンプライアンス等の強化を図るための体制整備、並びに人材育成に取り組めます。</p>	<p>（3）リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整備</p> <p>年度計画の一層の明確化・数値化と、PDCAサイクルの確立を通じて業務の適正確保を図るとともに、リスク管理体制や内部統制機能の構築等、特殊会社化を見据えた組織力強化のための体制・制度整備を着実に進める。</p>	
<p>①リスク管理の強化</p> <p>重点的政策への対応強化を含めて、安定的かつ継続的に貿易保険サービスを提供するため、個々のカントリーリスクやバイヤーリスクの審査の充実はもちろん、日本貿易保険全体のポートフォリオベースでの管理を強化するなど、総合的なリスク管理を向上させること。</p> <p>また、複雑・高度化する様々なリスクを的確に分析・評価するため、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の向上を図ること。</p>	<p>①リスク管理の強化</p> <p>金融取引の高度化・我が国企業の対外取引の複雑化を背景に、高度・複雑かつ広範なリスク審査が必要とされる案件の引受が増大傾向にある中、安定的かつ継続的に貿易保険サービスを提供するため、現在の案件のリスク審査の在り方を随時見直すとともに、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の強化を図ります。さらに、日本貿易保険全体のポートフォリオベースでの管理を強化するなど、リスク管理体制の整備に取り組めます。</p> <p>複雑・高度化する様々なリスクを的確に分析・評価するため、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の向上を図ります。具体的には、国際金融、カントリーリスク、財務、法務、貿易実務等の専門性向上を目的として、現在行っている各種研修の更なる充実を図ります。</p> <p>また、国内外の関係諸機関との連携体制の強化等、審査・情報収集能力の向上に取り組めます。</p>	<p>① リスク管理の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>コーポレートガバナンスの強化</u> コーポレートガバナンス委員会の設置等による、内部統制の強化とコンプライアンスの徹底に向けた総合的な取組推進（内部監査の実施、BCPの整備等） ➢ <u>事務フロー見直しによる事務リスクの低減</u> 引受から証券発行に至る事務フローの見直しや保険 	<p>① リスク管理の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>コーポレートガバナンスの強化</u> <ul style="list-style-type: none"> ・NEXIにおける内部統制等に関する意識の向上を図り、内部統制を円滑かつ効果的に実施するため、平成27年4月にコーポレートガバナンス委員会を新たに設置した。 ・内部統制の強化とコンプライアンスの徹底に向けた総合的な取組として内部監査を営業第一部、営業第二部、総務部について実施し、貿易保険業務におけるリスクの洗い出しを行った上で、各部に改善策を求め、業務改善に向けたアクションプランを策定させる取組を実施した。内部監査での発見・問題意識を元に、組織規則・決裁規則の改正を実施すると共に、統合リスク管理の観点から「リスク管理」の考え方を整理し、次年度の内部監査においてリスクベースで選定した項目の検査を実施する計画策案へ発展させた。 ・保険引受リスクについて、リスク量の考え方や集中リスク管理の在り方を整理し、保有リスクを低減させる民間再保険の活用について検討を進めた。 ・さらに、大規模地震災害発生時において社員の安全を確保しつつNEXIの業務を継続するための業務継続計画（BCP）の基本方針を決定した。 ➢ <u>事務フロー見直しによる事務リスクの低減</u> <ul style="list-style-type: none"> ・業務フローの見直しに当たっては、転記（入力）ミス・誤送

中期目標	中期計画	年度計画（平成27年度）	年度計画進捗状況（平成28年3月末現在）
		<p>業務のペーパーレス化・システム化等による事務リスクの低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>与信管理制度の改善等</u> ポートフォリオ状況・パイヤー格付状況（短期・信用）把握の精度向上を通じたパイヤー格付・与信管理制度の改善 ➢ <u>現地調査によるカントリーリスクの把握</u> 大型の中長期案件についてご相談を受けている国、引受残高が多額に上っている国等での現地調査の実施によるカントリーリスクの把握 ➢ <u>保険契約における手続の明確化</u> 保険対象となる輸出契約等と申請内容が相違していた場合における手続の明確化 	<p>付・不正入力・誤操作等の排除や、責任の所在の明確化を行い、オペレーショナルリスクの低減を実現する業務フローとした。また、ペーパーレス化により、紛失等の事務リスクも軽減。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>与信管理制度の改善等</u> ポートフォリオ・格付状況把握、ノッチ調整の検証を踏まえ、審査担当者との勉強会を実施し、ノッチ調整の平準化・明確化を図った。 上記に加えて、船後信用危険を填補しないためデフォルトの状況把握が困難な EC 格について、債務超過への遷移状況等の社内データの蓄積・整備の進展を踏まえ格付の妥当性を検証。EC 格のうち財務状況の良いものは債務超過に陥りにくいことがわかり、格付見直しにつなげることができた。 ➢ <u>現地調査によるカントリーリスクの把握</u> 大型の中長期案件の相談を受けている国、エクスポージャーが積み上がっている国などについて、より精緻なカントリーリスクの把握を行うため、バングラデシュ、モザンビーク、マラウィー、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、ベトナム、アルゼンチン、ブラジルへの出張を実施、またアフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションでコートジボワールを訪問調査した。特に、大型の相談案件が多いトルクメニスタンに関しては、炭化水素部門の責任者であるカカエフ副首相をはじめ、石油ガス大臣、財務大臣などとのリレーションを構築、リスク軽減を図ると共に、NEXI のプレゼンスを高めることができた。また、アルゼンチンについては、現地でのリスク調査に基づき、15年ぶりに（他の ECA よりも早く）引受を全面的に再開し、アルゼンチン側からその対応の早さに感謝の意が示され、両国間のビジネス拡大が期待される。 ➢ <u>保険契約における手続の明確化（平成 27 年 11 月実施済）</u> 保険対象となる輸出契約等と申請内容が相違していた場合におけるてん補責任や訂正手続等に係る取扱いを明確化し、関連規程類の変更を行った。
<p>②専門能力の向上及び人材育成</p> <p>利用者のニーズに対応して質の高いサービスを提供するための体制整備を図るため、専門能力を有する人材の登用や能力開発を通じ、リスク分析、貿易実務、国際金融ビジネス等に関する職員の高度な専門的知見を涵養すること。また、専門性の高い職員を定着させ、その能力を最大限引き出せるよう魅力ある就業環境を形成すること。</p>	<p>②質の高いサービス提供のための専門性向上及び人材育成</p> <p>対外取引の複雑化、産業界のニーズの変化等に伴い、貿易保険がてん補すべきリスクの性質も一層複雑なものとなりつつあることに鑑み、ニーズに応じて質の高いサービスを提供できる専門家集団となるよう組織全体の専門能力向上に引き続き取り組みます。国際金融、法務、財務、貿易実務等に関する専門知識を有する人材の採用を進めるほか、プロパー職員の定着、十分な職員研修等により、高度な専門性と実践能力の向上に取り組めます。</p>	<p>② 質の高いサービス提供のための専門性向上及び人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>保険業務に関する規程類等の整備</u> 保険業務に関する規程類・内部運用ルールの体系的な整備 ➢ <u>カントリーリスク研修の実施（後掲）</u> ➢ <u>海外事業資金貸付保険・海外投資保険の特約に関する研修の実施（後掲）</u> 	<p>② 質の高いサービス提供のための専門性向上及び人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>保険業務に関する規程類等の整備（平成 27 年度実施済）</u> 保険業務に関する規程類・内部運用ルールの整理を行うと共に、制度運用解釈に係る過去の内部ペーパー（約 500 種類）についての分類整備を実施。 ➢ <u>カントリーリスク研修の実施（後掲）</u> 平成 28 年 3 月、カントリーリスクに関する研修会（40 人参加）を実施。資料は社内ライブラリに掲載して共有。 ➢ <u>海外事業資金貸付保険・海外投資保険の特約に関する研修の実施（後掲）</u> 平成 27 年 11 月に研修会を実施。資料は社内ライブラリに掲載し、専門知識の共有を図った。

中期目標	中期計画	年度計画（平成27年度）	年度計画進捗状況（平成28年3月末現在）
<p>③保険金の的確な査定</p> <p>保険金の支払いに關する的確な査定を行う観点から、平成23年10月28日付け会計検査院の指摘をも踏まえ、的確な査定を行うための体制を整備するなど再発防止に向けた必要な取組みを行うこと。</p>	<p>③保険金の的確な査定</p> <p>保険金の支払いに關する的確な査定を行う観点から、平成23年10月28日付け会計検査院の指摘をも踏まえ、業務処理の迅速化にも留意しつつ、的確な査定を行うための体制を整備し、再発防止に取り組めます。具体的には、事例研究等を通じたノウハウの共有等を図るとともに、マニュアルを随時見直し、的確な保険金査定の体制を整備します。</p>	<p>③保険金の的確な査定</p> <p>➤ <u>的確な査定に向けた事例研究会の実施（後掲）</u></p>	<p>③ 保険金の的確な査定</p> <p>査定G内では、週次打合せで案件進捗状況報告及び勉強会を実施。また、新任者が直ぐに業務に携わることができるよう業務マニュアルをよりわかりやすく改訂、既存職員へもノウハウ共有ができるよう体制を整備した。社内向けでは、保険事故や損防義務に係る情報共有と査定能力向上のため、事例研究会を実施した。</p>
<p>④内部統制の強化とコンプライアンスの徹底</p> <p>独立行政法人における内部統制にかかる総務省の研究会報告書等を参考としつつ、法令遵守態勢を徹底するとともに、適切な業務プロセスを確保するため、コンプライアンス委員会に加えて新たに専門部署を設けるなど内部統制について、更に充実・強化を図ること。</p> <p>また、機密情報・個人情報保護を含めた情報管理の徹底等に努めること。</p>	<p>④内部統制の強化とコンプライアンスの徹底</p> <p>独立行政法人における内部統制にかかる総務省の研究会報告書等を参考としつつ、法令遵守態勢の徹底及び適切な業務プロセスの確保のため、コンプライアンス委員会に加えて新たに専門部署の設置を検討し可能な限り早期に結論を得る等、内部統制の強化を図ります。</p> <p>機密情報・個人情報保護を含む情報の厳格な管理に当たり、社内の周知徹底させるため、社内研修等の充実に取り組むとともに、管理体制の改善を図ります。</p>	<p>④ 内部統制の強化とコンプライアンスの徹底</p> <p>➤ <u>コーポレートガバナンス委員会の設置等による、内部統制の強化とコンプライアンスの徹底に向けた総合的な取組推進（再掲）</u></p>	<p>④内部統制の強化とコンプライアンスの徹底</p> <p>平成27年度のコンプライアンスプログラムは、機密情報の識別、表示と適切な表示の徹底、オフィス内の情報管理について集中的に実施し、役職員を対象に研修を実施し、機密情報管理に関する教育を徹底した。</p> <p>・平成28年1月より実施したNEXI情報システムのシンクライアント化や、外部記憶媒体の接続を原則禁止とする措置、個人情報の適切な管理のための措置に関する規則を改正したことにより、安全管理や個人情報の保護が格段に強化された。</p>
<p>⑤業務運営の透明性の確保</p> <p>利用者を含め国民に対して業務内容や組織・業務運営の状況を明らかにし、事業の公正かつ透明な実施を確保するべく、情報公開を積極的に行うこと。</p> <p>また、企業会計基準に基づく財務諸表や経営実態をわかりやすく開示するとともに、貿易保険の政策的意義や長期間にわたる収支相償等の特性について十分に説明し、業務運営に対する国民の理解増進に努めること。</p>	<p>⑤情報開示を通じた業務運営の透明性の確保</p> <p>国民の皆様に対して業務内容や組織・業務運営の状況を明らかにし、日本貿易保険の事業について一層理解頂くべく、情報開示を積極的に行います。</p> <p>第一期・第二期・第三期中期目標期間においても原則企業会計原則に基づく財務諸表の公表・経営実態を適切に反映した事業報告書の公開等を通じ、お客様を含めた国民の皆様への適切な情報開示に取り組んでまいりました。引続きこうした情報を一層分かりやすく開示するとともに、貿易保険の政策的意義や長期間にわたる収支相償等の特性についても十分に説明するなどして、日本貿易保険の業務運営の透明化に取り組めます。</p>	<p>⑤ 情報開示を通じた業務運営の透明性の確保</p> <p>➤ <u>HP、アニュアルレポート等による組織・業務運営に関する情報の開示</u></p>	<p>⑤情報開示を通じた業務運営の透明性の確保</p> <p>HP上の「e-NEXI」を通じて、制度改革等のNEXIの各種取組について毎月情報発信を行った。（e-NEXI情報発信回数：12回）</p>
<p>（4）重点的政策分野への戦略化・重点化</p> <p>日本貿易保険は、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等との密接な連携に努めること。中でも「日本再生の基本戦略」を踏まえ、以下に掲げるような政府として重点的に取り組むべき分野について一層戦略化・重点化しつつ、引受けの質的及び量的な拡大を図り、政策的に特に重要な中長期貸付及び投資案件の引受比率を現行の2割から中期目標期間中に3割程度に引き上げること（その際の指標については、経済産業省が今後策定予定の国際競争力強化に向けたプログラムを踏まえるものとする。）。こうした重点分野は、毎年度計画策定前に経済産業大臣が日本貿易保険に対して提示する場合にはそれを踏まえるとともに、日本貿易保険が行う国別引受方針の見直しにおいては、国の政策と一致させるよう努めること。</p>	<p>（4）重点的政策分野への戦略化・重点化</p> <p>我が国対外取引の発展を担う公的機関としての役割に鑑み、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等における要請を十分に踏まえ、中期目標に示されている政策課題の達成に率先して取り組み、その達成に向けて当該分野の引受リスクの質的及び量的な拡大を図り、政策的に特に重要な中長期貸付及び投資案件の引受比率を現行の2割から中期目標期間中に3割程度へ引き上げます。</p> <p>このため、以下の政策課題について、政策上の具体的要請を把握した上で、各年度計画に必要な制度上の具体的対応策を盛り込み、着実に実行に移します。</p> <p>また、当該分野の引受リスク拡大に向けた商品・制度の普及に努め、政策の実現に貢献します。国別引受方針の見直しについては、国毎のリスクを踏まえつつ、国の政策を十分に踏まえます。</p>	<p>（4）重点的政策分野への戦略化・重点化</p> <p>インフラシステム輸出や中堅・中小企業支援、資源・エネルギーの安定供給源確保等、政策的重要な度の高い分野への支援に引き続き積極的に取り組む。</p> <p>【目標値：政策的に特に重要な中長期貸付及び投資案件の引受比率3割以上 目標参考値：上記該当案件20件目処、以下☆印のついている案件が該当】</p>	<p>■ 目標値：政策的重要な案件^(注1)比率</p> <p>➤ 資源エネルギー確保やインフラ輸出等、中長期案件における政策的重要な案件比率は、<u>目標（3割程度）を大きく上回る53.2%を達成</u>。件数も前年比増加。</p> <p>【案件数：33件/62件^(注2)（前年度：28件/60件）】</p> <p>（注1）第四期中期目標において、重点政策分野として掲げられている6分野の内、 中長期貸付・投資案件に係わる項目は主にインフラ、現地通貨建ファイナンス、資源の安定供給源確保案件など。</p> <p>（注2）政策的重要な案件 / 中長期貸付及び投資案件</p>

中期目標	中期計画	年度計画（平成27年度）	年度計画進捗状況（平成28年3月末現在）
<p>①新たな成長戦略への対応</p> <p>新たな成長戦略の実現に向け、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要にこたえていくことが我が国の強い経済を復活させるための鍵であるとの認識に立ち、鉄道・水・電力等のパッケージ型インフラの海外展開の支援に一層積極的に取り組むこと。そのために、現地通貨建てファイナンスを含めた付保を積極的に行うほか、事業の特性を踏まえた更なる制度の改善を図ることにより、民間事業者が直面する多様なリスクを日本貿易保険が補完し、海外展開を強力に支援していくこと。また、国産航空機や宇宙関連産業のファイナンス面からの輸出支援に積極的に取り組むこと。</p>	<p>①新たな成長戦略への対応</p> <p>アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に対応した新成長戦略の実現に向け、政府と連携して鉄道・水・電力等のパッケージ型インフラの海外展開のより効果的な活動支援に一層積極的に取り組みます。そのために、現地通貨建てファイナンスを含めた付保を積極的に行うほか、事業の特性を踏まえた更なる制度の改善を図ることにより、民間事業者が直面する多様なリスクの補完、商品性の改善等に取り組めます。</p> <p>航空機分野については、我が国企業が参画する国際共同開発プロジェクトに係る再保険引受を引き続き積極的に進めるとともに、事業化が決定された国産航空機の輸出支援については、他国に比べ遜色のない形で貿易保険の付保による支援を実施します。加えて、宇宙関連産業のファイナンス面からの輸出支援に積極的に取り組みます。</p>	<p>① 新たな成長戦略への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ インフラ案件や宇宙産業案件の適時適切な引受【目標参考値： 9 案件☆】 ➢ 航空機保険の制度設計（再掲） 	<p>① 新たな成長戦略への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ インフラ案件や宇宙産業案件：13 案件（ベトナム／Duyen Hai3 石炭火力発電所案件、ベトナム／ビンタン4 石炭火力案件、ウズベキスタン／デジタル TV 放送網整備案件、ベトナム／高速道路案件、ミャンマー／マンダレー空港運営案件（海事・投資）、モロッコ／海水淡水化逆浸透膜輸出案件、サウジアラビア／ラービグ IWSPP 増設案件、ミャンマー／通信事業プロジェクト等）を引受。 ➢ 航空機保険の制度設定については、前項を参照。
<p>②中小企業及び農業等の国際展開支援</p> <p>全国各地の中小企業の国際展開を支援するため、平成23年度に創設した地銀提携ネットワーク（現在11行）を出来る限り早い時期に倍増以上に拡充し、民間金融機関や中小企業関係機関のネットワークを一層活用して、利便性を向上させるとともに、民間金融機関による貿易保険付保債権の買取りや担保貸付（保険事故前輸出代金債権の流動化支援など）の機会を拡大していくこと。また、中小企業のみならず、サービス産業、クリエイティブ産業、農業、建設業といったこれまで国際展開が十分に進んでいなかった分野についても貿易保険の利用促進を図り、「日本」ブランドの復活・強化にも貢献すること。</p>	<p>②中小企業及び農業等の国際展開支援</p> <p>中小企業のお客様の国際展開支援として、関係諸機関とも連携し、中小企業輸出代金保険等を始めとする貿易保険商品等の普及・広報の取り組みを強化します。</p> <p>また、地方銀行との提携ネットワークや信用金庫との提携など、民間金融機関や中小企業関係機関のネットワークを大幅に拡大し、提携関係の一層の質的強化などを通じて、中小企業の利用拡大（26年度以降、年間新規利用50社以上）に繋げるほか、民間金融機関による貿易保険付保債権の買取りや担保貸付（保険事故前輸出代金債権の流動化支援など）の機会を拡大します。</p> <p>更に、中小企業のみならず、サービス産業、クリエイティブ産業、農業、建設業といったこれまで国際展開が十分に進んでいなかった分野についても、貿易保険の利用促進を図り、「日本」ブランドの復活・強化にも貢献します。</p>	<p>② 中小企業及び農業等の国際展開支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中堅・中小企業による貿易保険の利用拡大 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 中堅・中小企業による貿易保険の利用拡大【目標値： 新規利用社数 50 社／年、目標参考値： 成約件数 2,000 件】 ◆ 中堅・中小企業の親子ローン向け海事保険の付保 ➢ 農業分野への取組 <ul style="list-style-type: none"> 関係機関等との連携による農業・食品セクターへの投資・輸出支援、日本の安定的な食料調達のための海外農業・食品セクター向けファイナンス支援【目標参考値： 農業分野におけるファイナンス支援 2016 年度までに 3 案件】 	<p>② 中小企業及び農業等の国際展開支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中堅・中小企業による貿易保険の利用拡大 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 中堅・中小企業による貿易保険の利用拡大・新規顧客 計 65 社 本店 39 社（その他大手 3 社獲得） 大阪 26 社（その他大手 2 社獲得） ・成約件数 計 2,691 件 ・成約までの対応は、数ヶ月から一年近いものもあり、その間、丁寧に繰り返し指導を実施。 ・成約後のフォローもきめ細かに実施し、継続利用促進を目指した。 ・中堅・中小専用商品である「中小企業輸出代金保険」の利用 <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年は前年度に比べ実績大幅増： <ul style="list-style-type: none"> 社数 96 社→138 社（44%増） 保険料約 39 百万円→約 88 百万円（127%増） 件数 890 件→1510 件（70%増） 引受実績 43 億円→92 億円（113%増加） ◆ 中堅・中小企業の親子ローン向け海事保険の付保 <ul style="list-style-type: none"> モンゴル/TDB Leasing 向け運転資金案件において、中堅企業の子会社向けローン等 4 件に対し海事保険を付保。 ◆ 農業分野への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・新規に 4 酒造メーカー（上記の新規 64 社の内数）の輸出支援として付保。 ・2 月より内閣府、経産省、農水省主導の輸出力強化 WG 及び TF での対応方針を踏まえつつ、関係機関との連携等による農業・食品セクターへの投資・輸出支援、関係機関及び各地の酒造組合等事業別組合等に対し周知活動を開始。 ・2 月にマンガ冊子を作成し、付保対象貨物の例示

中期目標	中期計画	年度計画（平成27年度）	年度計画進捗状況（平成28年3月末現在）
		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国内再保険スキームの構築 国内の民間保険会社を元受とした再保険引受の新スキーム構築 	<p>として、農産品を掲載。またポスター作成などの対応も開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本公庫主催のアグリフードエキスポ（東京/大阪）、中国経産局の「農林水産事業者向け販路開拓支援ネットワーク」参加、九州経産局の「海外展開支援策説明会」への参加のほか、筑波銀行の筑波博、沖縄銀行・琉球銀行主催の沖縄大交易会にも海外展開支援相談ブースでの相談対応を実施し農業分野における貿易保険の活用を周知した。大交易会に参加した黒糖取引に3月末付保・成約。 ・平成28年7月4日実施予定の改訂商品「中小企業・農林水産業輸出代金保険」の検討を開始。商品名のみならず、従来の対象者を拡大予定 <p>【本邦企業や現地企業へのヒアリングを通じて候補案件を抽出。それらをもとに引受検討基準を明確化し、政府関係者とも調整の上、本年度はアルゼンチン/CAGSA 向け融資案件を引受。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国内再保険スキームの構築（平成27年度実施） 国内の民間保険会社4社と再保険契約を締結し、民間保険会社を元受とした再保険引受の新スキームを構築した。
<p>③環境・安全技術の普及</p> <p>環境社会配慮ガイドライン等の遵守にとどまらず、我が国の経験・教訓を踏まえた先進的な環境・安全技術の輸出やプロジェクトの組成を、地球環境保険の活用等により積極的に支援し、持続的な世界経済の発展にも貢献すること。</p>	<p>③環境・安全技術の普及</p> <p>我が国の経験・教訓を踏まえた先進的な環境・安全技術の輸出や省エネ・環境改善に資するプロジェクトについて、適切なリスク審査を行いつつ引受を拡大します。更に、地球温暖化対策の重要性に鑑み、地球環境保険の積極的活用等を通じ、世界的なCO2排出量の削減、並びに持続的な世界経済の発展にも貢献します。また、OECDにおける環境共通アプローチの議論等を踏まえ改定した新たな環境社会配慮ガイドラインによる審査を的確に行うとともに、効率的かつ適切な審査を担保する態勢を整備します。</p>	<p>③ 環境・安全技術の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>先進的環境・安全技術の輸出や省エネ・環境改善に資するプロジェクトへの保険引受拡大に向けた取組</u> 温室効果ガスの排出低減に資する設備・機器輸出やプロジェクトへの支援 【目標参考値： 7案件☆】 ➢ <u>新環境ガイドラインの適切な運用</u> 2014年度に改正した環境ガイドラインに関する周知の実施と、同ガイドラインの適切な運用 ➢ <u>OECD コモンアプローチの議論への対応</u> OECD コモンアプローチに係る議論への積極的な参画 	<p>③ 環境・安全技術の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 再生可能エネルギー案件、高効率石炭火力案件を中心に8件（タンザニア/キネレジ天然ガス焚火力発電所案件、インドネシア/Lontar 4 超々臨界圧石炭火力発電所案件、アイスランド/NPC 向け地熱発電案件、ベトナム/ウッドチップ製造子会社案件、ヨルダン/太陽光案件、トルコ/地熱案件向けツーステップ・ローン案件、等）を引受。特にLontar 4 超々臨界圧石炭火力発電所案件は、NEXIとして初めて、政府保証のない PLN（インドネシア国営電力会社）向けの融資に対し保険引受。 ➢ 改正した環境ガイドラインを NEXI として初めて一冊の冊子にまとめ、関係者へ配布しユーザーの利便性を図った。またホームページへも冊子を掲載することで対外的に周知を図った。また職員向け資料を作成の上研修会を開催し、ガイドラインの適切な運用に努めた。 ➢ 積極的に OECD コモンアプローチに関する議論に参画し、その改正作業に寄与した。
<p>④諸外国との経済連携などの強化</p> <p>アジアを中心とするグローバル需要を取り込むべく、各国の輸出信用機関との再保険協力や民間事業者などとの連携を推進することにより、利便性を高め、現地日系企業の事業展開や国際プロジ</p>	<p>④諸外国との経済連携などの強化</p> <p>各国の輸出信用機関との再保険協力や民間事業者等の連携を推進することにより、貿易保険の利便性を高め、アジアを中心とするグローバル需要を取り込むべく、現地日系企業や国際プロジ</p>	<p>④諸外国との経済連携などの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>航空機分野における本邦企業参画の国際共同開発プロジェクトに係る再保険引受</u> 米国輸出入銀行による航空機ファイナンス支援の再 	<p>④諸外国との経済連携などの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 航空機分野における本邦企業参画の国際共同開発プロジェクトに係る再保険引受 米輸銀は、米国議会における米輸銀再受権法の審議

中期目標	中期計画	年度計画（平成27年度）	年度計画進捗状況（平成28年3月末現在）
<p>エクトを支援すること。また、こうした取組みを通じて、貿易保険制度に関する各国との相互理解や協力関係を深め、OECD等における先進国間での議論にとどまらず、新興国も含む形での輸出信用の枠組みに関する国際的議論の進展を促すこと。</p>	<p>トを支援します。具体的には、新規の再保険協定・協力協定の締結を推進します。また、これまで12機関の海外輸出信用機関と再保険協定を締結し、アジアの6機関とアジア再保険協定を締結していますが、ニーズの変化等に対応し、既存協定の見直しも随時実施していくことで、利便性の向上を図ります。</p> <p>こうした取組を通じて、貿易保険制度に関する相互理解を深め、新興国も含む形での輸出信用の枠組みに関する国際的議論の進展を促進するとともに、この実現に向けた取組を含め人材育成・情報交換など各国貿易保険機関との協力を推進していきます。</p>	<p>保険引受を通じた、本邦航空機部品産業の輸出促進支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>各国輸出信用機関との連携強化</u> BU会合への参加やバイ協議等の各種国際会議等への開催・参加を通じた、諸外国輸出信用機関との連携強化 ➢ <u>OECD・IWG 会合等への対応</u> OECD・IWG 会合等の国際会議における輸出信用の枠組みに関する議論への参画 	<p>の遅れおよび理事信任の遅れにより大型案件の引受を停止している状況。その影響により平成26年度と比較して、引受件数及び保険料収入ともに大幅に減少した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各国輸出信用機関との連携強化 各種国際会議への参加を通じて、各国輸出信用機関との連携を強化した。また平成27年度は4カ国とのバイ協議、及びアジア ECA の中堅職員向けの BU・RCG・キャパシティ・ビルディング会合を NEXI が主催し、9カ国が参加して連携を深めた。また新たに、チェコ輸出保証・保険公社(EGAP)との間で、日捷両国の企業が連携して第三国から受注する案件等をサポートするため、再保険、債権回収等を中心とした協力のための覚書(MOU)を締結した。 ➢ OECD・IWG 会合等への対応 OECD・IWG 会合等の国際会議における輸出信用の枠組みに関する議論に参画した。平成27年度は近年関心の高まった石炭火力発電所向け公的支援の議論にも積極的に貢献した。 <p>平成27年12月、安倍総理大臣のインド訪問に際し、総額1.5兆円規模の「日印 Make in India 特別ファシリティ」を設定。デリーで開催された「日・インド・イノベーション・セミナー」において安倍総理大臣から発表。</p> <p>平成27年7月に合意された JCPOA を受け、平成28年1月、我が国の対イラン制裁が解除されたことを踏まえ、同日のうちにイランの引受方針を緩和し、平成28年2月、イラン向けの最大100億米ドル相当円(約1.2兆円)のファイナンス・ファシリティ設定に係る協力覚書(MOC)を締結した。</p> <p>上記に当たっては、METI、JBICと協議し、イランにも直接出向いて交渉に参画。特に、プロジェクトにイラン政府保証が出されることを確保。</p>
<p>⑤資源の安定供給源確保</p> <p>昨今の地政学的リスクの拡大、資源価格の上昇、大震災後の我が国電力需給の逼迫などに鑑みれば、原油・LNG、レアアース・レアメタルなど資源の安定供給源確保はこれまで以上に重要となる。したがって、資源エネルギー総合保険の戦略的な活用を含め、我が国企業による海外資源開発や周辺インフラ整備等への積極的な取組みの支援、国営資源企業との協力強化に努めること。</p>	<p>⑤資源・エネルギーの安定供給源確保</p> <p>昨今の地政学的リスクの拡大、資源価格の上昇、大震災後の我が国電力需給の逼迫等に鑑み、我が国の原油・LNG、レアアース・レアメタル等の資源の安定確保に貢献すべく、資源エネルギー政策を踏まえつつ、資源エネルギー総合保険の積極的かつ戦略的な引受を通じて、お客様の海外での資源開発やインフラ整備等への取り組みを積極的に支援します。</p>	<p>⑤資源・エネルギーの安定供給源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 資源エネルギー案件の積極的かつ戦略的な引受 資源エネルギー政策を踏まえた、我が国の資源安定確保に貢献する資源エネルギー案件の引受 【目標参考値： 4案件☆】 	<p>⑤ 資源・エネルギーの安定供給源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 4案件（ブラジル/Petrobras 向け FPSO 案件、ベトナムノボキサイト案件、等）を引受。資源価格の低迷もあり、本邦企業が関与する新規投資案件が減少傾向にある中、海洋開発における本邦企業の貢献、アルミニウム資源の確保に資する案件を支援。
<p>⑥東日本大震災等への対応</p> <p>東日本大震災で被災した中小企業や原発事故に伴う風評被害に遭った輸出企業に対する支援を確実に継続すること。また、タイの</p>	<p>⑥東日本大震災等への対応</p> <p>東日本大震災で被災した中小企業や原発事故に伴う風評被害に遭った輸出企業に対する支援を確実に継続するとともに、タイの洪</p>	<p>⑥東日本大震災等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>日系海外現地子会社への円滑な資金供給</u> 運転資金支援スキームを通じた、日系海外現地子会 	<p>⑥ 東日本大震災等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ミャンマー、モンゴル、インドネシアの本邦子会社への運転資金融資・投資支援を中心に、7案件（ミ

中期目標	中期計画	年度計画（平成27年度）	年度計画進捗状況（平成28年3月末現在）
<p>洪水によるサプライチェーンの寸断の経験も踏まえ、我が国企業の海外現地法人の運転資金や販売支援等にも積極的に取り組むこと。</p>	<p>水によるサプライチェーンの寸断で影響を受けた我が国企業の海外現地法人向けの運転資金支援等にも積極的に取り組み、災害等の影響を受けた日本企業の海外事業展開を支援します。</p>	<p>社への円滑な資金供給</p>	<p>ヤンマー／食品物流事業への投融資案件3件、モンゴル／TDB Leasing 向け融資案件2件、ベトナム／ウッドチップ製造子会社向融資案件、インドネシア／オートファイナンス子会社向け融資案件）を引受。</p>
		<p>⑦引受リスクの質的・量的拡大に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>海外投資保険の引受拡大</u> 自然災害等が主たるリスクである案件への付保等、海外投資保険の引受拡大 【目標参考値： 海外投資保険引受件数 140件[14年度実績：130件]】 ➤ <u>新興国における企業と信が困難な案件への対応</u> 新興国における企業と信が困難な案件について、現地銀行等を経由したクレジットライン型ツーステップ・ローンによる本邦輸出の積極支援 【目標参考値： ツーステップ・ローン個別引受案件数 15案件】 ➤ <u>ホスト国政府との政策対話や関係輸出信用機関・海外スポンサーとの積極的な協議・意見交換等の実施</u> ➤ <u>契約違反リスク等、引受リスクの質的拡大</u> ➤ <u>これまで取組実績が少なかった国（アジア：インド・</u> 	<p>⑦ 引受リスクの質的・量的拡大に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 海外投資保険の引受拡大 海外での養殖事業において、津波や赤潮等の自然災害リスクについての海外投資保険の引受を行った。なお、事業拠点特約により養殖事業場毎に当該リスクをカバーした。引受件数については、目標参考値の140件を達成した。 ➤ 新興国における企業と信が困難な案件への対応 平成26年度にクレジットラインの期限・更新が重なり個別案件の引受が集中した（16件引受。従って平成27年度目標参考値を15件と設定した）反動でニーズが限定的となったツーステップ・ローン引受は11件に減少したものの、新興国であるトルコ、モンゴルにおけるクレジットライン型ツーステップ・ローン案件を新たに3件引受。 ➤ ホスト国政府との政策対話や関係輸出信用機関・海外スポンサーとの積極的な協議・意見交換等の実施 越財務省との定期会合、商工省・国営企業との会合（同年7月）等を実施。天然ガス埋蔵国であり、今後、本邦企業によるプラント輸出等が期待されるトルクメニスタンの対外経済開発銀行（TFEB）と貿易や投資促進に向けた協力のための覚書を締結（同年10月）。インドネシアの電力政策対話に参画し、エネルギー資源省、財務省、国営電力等と個別協議実施（同年6月、12月）。同国の国営石油会社プルタミナ社と覚書を締結（同年12月）。イランの政府関係者と積極的な協議・意見交換等を実施。これらを通じて、現地国スポンサーや政府関係者、また他国ECA等と積極的に意見交換等を行った。 ➤ 契約違反リスク等、引受リスクの質的拡大 ヨルダン／太陽光案件について契約違反リスク特約を付保。 ➤ これまで取組実績が少なかった国（アジア：インド・

中期目標	中期計画	年度計画（平成27年度）	年度計画進捗状況（平成28年3月末現在）
		<u>バングラデシュ等、アフリカ：モザンビーク・タンザニア等）向け支援</u>	バングラデシュ等、アフリカ：モザンビーク・タンザニア等）向け支援 ・これまで引受実績が少なかったミャンマー、タンザニア、ウズベキスタンについて重点的に取り組み、案件を引受。また、イラン、ウガンダ、アンゴラ、バングラデシュ、モザンビーク、インド等についても、引受に向け現地政府関係者等と積極的に協議・意見交換を実施する等の取組を行った。
（５）民間保険会社による参入の円滑化 日本貿易保険は、民間事業者の事業機会拡大のための環境整備に一層努めること。	（５）民間保険会社による参入の円滑化 民間保険会社による参入の円滑化については、組合包括保険制度への付保選択制導入、民間保険会社との業務提携等、お客様の選択肢の拡大のための商品の柔軟性向上に努めてきましたが、引き続き民間事業者の事業機会拡大のための環境整備に取り組みます。	（５）民間保険会社による参入の円滑化	
①海外フロンティング契約の締結促進等 海外フロンティング契約（民間保険会社の海外子会社が引き受けた保険責任を日本貿易保険が再保険の形で引き受ける契約。）の締結促進、地方金融機関との販売委託の拡充など、海外拠点や地方の中小企業を含む利用者ニーズを確認しつつ、民間事業者の事業機会拡大に向け一層積極的に取り組むこと。	①海外フロンティング契約の締結促進等 海外に事業展開するお客様のニーズを確認しつつ、民間事業者の事業機会拡大に向け積極的に取り組みます。具体的には、海外フロンティング契約の締結促進、地方金融機関との販売委託の拡大などに取り組む他、適用スキームの拡充等を通じ、販売実績の向上を図ります。	① 海外フロンティング契約の締結促進等 > <u>民間保険会社とのフロンティング協力の推進</u> 民間保険会社とのフロンティング協力の推進 【目標参考値： フロンティング引受件数 50 件 [14年度実績：41件（14年末時点）]】 > <u>外資系民間保険会社との再保険協力の推進</u> 外資系民間保険会社との再保険協力の推進	① 海外フロンティング契約の締結促進等 > <u>民間保険会社とのフロンティング協力の推進</u> ■海外フロンティング実績 40 件（達成率 80%） 中国経済の先行き不安や地政学リスクの高まりと共に、海外フロンティングに対する引合いが増えたため、引受金額は前年を大きく上回る 157 億円（前年：73 億円、115%増）となり、受再保険料も 261 百万円（前年：57 百万円、358%増）と大幅増となった。一方、引受件数 40 件（前年：43 件、7%減）は目標参考値に到達しなかった。 > <u>外資系民間保険会社との再保険協力の推進</u> ■AIG 共同セミナー 新たな取組として、ニューヨーク（平成 27 年 6 月）、ロンドン（平成 27 年 10 月）において、ブローカー・AIG・NEXI による共同セミナーを開催（ニューヨーク 3 回、ロンドン 1 回、合計 4 回）。100 社以上の日系企業が参加。 >
②サービス提供の在り方の見直し 近年、国際金融危機の影響を受けた民間保険会社の引受体力低下と、これを受けた公的貿易保険の拡充の動きが各国で顕著となったことに留意しつつ、仮に民間事業者が十分かつ安定的にサービスを提供するという見通しが利用者から見て明確になった時には、当該分野に対する日本貿易保険のサービス提供の在り方を抜本的に見直すこと。また、保険会社に対する支払余力規制強化などの国際的動向や東日本大震災が保険会社に与える影響についても注視しつつ、利用者から見た総体としての引受能力の確保・強化を図ること。	②サービス提供の在り方の見直し パンフレットやホームページ等の各種公表資料を通じた情報公開、民間保険会社への業務委託などを通じて、貿易保険商品に関する情報・ノウハウの提供・共有が円滑に行われるよう引き続き配慮します。 また、近年、国際金融危機の影響を受けた民間保険会社の引受体力低下と、これを受けた公的貿易保険の拡充の動きが各国で顕著となったことを踏まえ、民間保険会社の引受能力やサービス提供の状況を鑑み、また、保険会社に対する規制強化などの国際的動向も注視しつつ、適切な引受を実施するよう配慮します。	② サービス提供の在り方の見直し > <u>国内再保険スキームの構築（再掲）</u> 国内の民間保険会社を元受とした再保険引受の新スキーム構築	② サービス提供の在り方の見直し > <u>国内再保険スキームの構築（再掲）</u>
3. 業務運営の効率化に関する事項	3. 業務運営の効率化に関する事項	2. 業務運営の効率化に関する事項	

中期目標	中期計画	年度計画（平成27年度）	年度計画進捗状況（平成28年3月末現在）
<p>第一期・第二期・第三期中期目標期間中に取り組んだ業務運営の効率化を一層推進すべく、更なるコスト意識の徹底、業務処理の合理化に努めるとともに、第四期システム開発・導入の効果を最大限発揮させることにより、効率的かつ安定的な事業基盤を確立することが必要である。</p>	<p>第一期・第二期・第三期中期目標期間中においては効率的な業務運営基盤を確立すべく努めてきましたが、この体制を維持・強化し、一層の業務運営効率化を推進するため、職員のコスト意識を徹底するとともに、業務処理の合理化に取り組めます。また、第四期システム（SPIRIT-ONE）開発の効果を最大限発揮させることにより、効率的かつ安定的な事業基盤を確立します。</p>		
<p>（1）業務運営の効率化</p> <p>貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、利用者から支払われる保険料等を収入原資として運営しているものであるが、支出にあたっては、費用対効果を十分検討する等によりコスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努めること。 なお、今後の独立行政法人改革（平成24年1月閣議決定を踏まえた組織・事務等の機動性の在り方の検討を含む。）の結果や今後の法改正等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。</p>	<p>（1）業務運営の効率化</p> <p>貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、お客様から支払われる保険料等を収入原資として運営しているものであり、費用支出にあたっては、その費用対効果を十分検討する等、コスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に取り組めます。</p>	<p>（1）業務運営の効率化</p> <p>業務フローの見直しにより、業務の最適化を図る。また、費用支出の効率化を図りつつ、お客様へのサービス向上や特殊会社化に向けた準備のための体制整備を着実に進める。</p>	<p>（1）業務運営の効率化</p>
<p>①日本貿易保険の業務運営に際しては、全ての支出の要否の検討、廉価な調達等に努めることにより、効率化を図ること。特に、独法改革の結果を踏まえ、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めることとし、その業務費（人件費を含む。）については、最大限の努力を行うことにより、第三期中期目標期間において削減を達成した水準以下とすること。 そのために、一般管理費については、当該中期目標期間中、平成23年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行うこと。</p> <p>（注1）システム開発関連経費、特別会計改革・独法改革などの制度改革に伴う経費及びこれに向けた準備に必要な経費、日本再生の基本戦略を踏まえた法改正に伴う経費、中期目標期間中に新たに政策上必要が生じたため追加・拡充される施策に伴う経費は、上記の効率化指標となる業務費及び一般管理費の算出からは除く。 （注2）一般管理費とは、役員及び総務部のシステム部門を除く一般管理部門の人件費・賃借料・業務委託費・外国旅費など管理業務に係る経費とする。</p>	<p>①中期目標に従い、リスク分析・評価の高度化や広報・普及活動など、中期目標の着実な達成のために必要な体制整備を行います。他方、各業務プロセスの合理化や担当職員の能力の向上、外部委託の適切な活用に取り組み、一層の業務効率の向上を図るとともに、組織編成・人員配置が業務量の負担に対応した適切なものとなるよう常に注視し、必要に応じた見直しを行います。 また、人件費を含めたすべての費用について、当該支出の要否の検討、廉価な調達等に努め、業務費全体の効率的な利用に努めることにより、効率化を図ります。特に、独法改革の結果を踏まえ、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めることとし、その業務費（人件費を含む）については、最大限の努力を行うことにより、第三期中期目標期間において削減を達成した水準以下とします。 そのために、一般管理費については、当該中期目標期間中、平成23年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行います。また、円滑な新組織形態への移行に向けた準備を進め、人材育成等を含め必要な手当を行います。 なお、今後の独立行政法人改革（平成25年12月閣議決定を踏まえた組織・事務の機動性確保のための措置の検討を含む）の結果や今後の法改正等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行います。</p> <p>（注1）システム開発関連経費、特別会計改革・独法改革などの制度改革に伴う経費及びこれに向けた準備に必要な経費、日本再生の基本戦略を踏まえた法改正に伴う経費、中期目標期間中に新たに政策上必要が生じたため追加・拡充される施策に伴う経費は、上記の効率化指標となる業務費及び一般管理費の算出からは除く。 （注2）一般管理費とは、役員及び総務部のシステム部門を除く一般管理部門の人件費・賃借料・業務委託費・外国旅費など管理業務に係る経費とする。</p>	<p>➢ <u>業務最適化に向けた取組</u> 申込、引受、審査等の各種業務フローの最適化、ペーパーレス・エビデンスレス化等による大幅な業務効率化の実現</p> <p>➢ <u>Webサービスの拡充（再掲）</u> 企業総合保険に関する支払限度額設定手続の合理化（2017年度内目処）</p> <p>➢ <u>費用支出の効率化</u> ◆ <u>業務費及び一般管理費の効率的な利用の促進</u> 【目標値：業務費 第三期中期目標末水準以下 一般管理費 第三期中期目標末水準毎年1%削減】 ◆ 人件費の抑制やラスパイレス指数の引下げ・適正確保に向けた取組</p>	<p>➢ <u>業務最適化に向けた取組</u> 保険業務手続きのWeb化に伴い、これまでの業務フローや必要書類（エビデンス）等を抜本的に見直し、NEXIでの決裁工程の簡素化及び入力事務や書類審査業務の大幅な効率化を実施した。これにより、入力・審査業務にあっていた4名の人員を削減し、同時に、公印のシステム印刷化により2,088件の文書施行事務を、窓枠封筒の採用により3,152件の再鑑事務をも削減。またペーパーレス化により、6,645件の書類授受や保管業務負担も軽減した（2015.7月～2016.3月実績）。結果として、これまで申込みから一週間以上かかっていた証券発行までの期間を、2～4日へ短縮する効果も挙げている。 さらに、企業総合保険の支払限度額設定業務においては、イントラシステムの再構築を行い、重複・無駄の排除、煩雑な作業の自動化、帳票の整理等大幅な簡素化を目指して現在作業を進めているところ。</p> <p>➢ <u>Webサービスの拡充（再掲）</u></p> <p>➢ <u>費用支出の効率化</u> ◆ 平成27年度の業務費は3,907百万円と、平成23年度の水準（4,061百万円）以下とする目標を達成。 ◆ 一般管理費についても514百万円と、目標値（560百万円）対比で▲46百万円（▲8.2%）の削減となり、平成23年度の一般管理費相当額を基準にして毎年度1%以上削減する目標を達成。 ◆ 平成27年度の人件費は、前年度水準を維持（1.4%の微増）。</p>

中期目標	中期計画	年度計画（平成27年度）	年度計画進捗状況（平成28年3月末現在）
	<p>(参考)</p> <p>平成23年度末の一般管理費 560百万円 平成28年度末の一般管理費見込み 532百万円 中期目標期間中の一般管理費総額見込み 2,715百万円</p>		<p>平成27年度末の人員数は145名と、引き続き基準値である平成23年度末実績の145名の水準を維持。</p>
<p>②人件費及び給与水準については、独法改革の結果を踏まえるとともに、国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレス指数（国家公務員の給与水準を100とした指数）の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図ること。同時に、日本貿易保険の果たすべき役割・責任を全うするために必要な人材確保・育成を行い、新組織形態への移行を見据えつつ、専門性・機動性を備えた実施体制の整備を図ること。業務量拡大の状況下において、人的リソースの質と量が利用者ニーズへの対応及び各国貿易保険機関間の競争力の面で、業務上のボトルネックとならないよう留意しつつ、給与水準に係る目標水準・目標期限を設定してその適正確保に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表すること。</p>	<p>②人件費及び給与水準については、業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが(年齢勘案128.7、年齢・地域・学歴勘案107.2(22年度実績))、独法改革の結果を踏まえるとともに、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレス指数（国家公務員の給与水準を100とした指数）の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図ります。同時に、日本貿易保険の果たすべき役割・責任を全うするために必要な人材確保・育成を行い、日本貿易保険を全額政府出資の特殊会社へ移行する閣議決定（平成25年12月）を踏まえ、専門性・機動性を備えた実施体制の整備を行います。業務量拡大の状況下において、人的リソースの質と量がお客様ニーズへの対応及び各国貿易保険機関間の競争力の面で、業務上のボトルネックとならないよう留意しつつ、給与水準に係る目標水準・目標期限を設定してその適正確保に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表します。</p>	<p>➤ 「随意契約見直し計画」に基づく取組の実施 費用対効果の高い契約締結を実現する調達の推進</p> <p>➤ 民間金融機関等への委託を通じた業務効率化 民間保険会社とのフロンティング協力の推進（再掲）</p>	<p>➤ 「随意契約見直し計画」に基づく取組の実施 「随意契約見直し計画」は、中期計画の変更により「調達等合理化計画」に変更。同計画においては引き続き随意計画見直し計画に掲げた数値を目標として取組を行い、費用対効果の高い契約の締結を推進した。同計画においては、競争性のある契約の割合を件数で87%、金額で96%とすることを目標としていたが、平成27年度実績においては、件数では89%、金額では99%と着実に達成した。</p> <p>➤ 民間金融機関等への委託を通じた業務効率化 民間保険会社とのフロンティング協力の推進（再掲）</p>
<p>③契約については、原則として競争性のある調達方式へと全面移行するとともに、一者応札・一者応募の改善に努め、システム開発・運用コストの削減を図ること。また、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること。</p>	<p>③契約については、原則として競争性のある調達方式へと全面移行するとともに、一者応札・一者応募の改善に努めます。また、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施します。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けることとします。</p>		
<p>④民間機能の一層の活用を通じて業務運営の効率化に積極的に取り組むこと。特に、既に民間委託を導入している一部の保険商品の販売・斡旋業務については、引き続き、金融機関等との連携のあり方を検討しつつ、民間委託の範囲の拡大を図ること。</p>	<p>④事務及び事業の一部について民間金融機関等への委託を行い、以て業務運営の効率化を図ります。民間損害保険会社への委託については、引き続き、委託先・委託範囲の拡大を含めて、金融機関等と連携のあり方について検討を重ね、業務委託内容の拡大を図ります。</p>		
<p>(2) システムの効率的な開発及び円滑な運用</p> <p>組織の見直しに係る会計、税制、災害・事故等緊急時の事業継続計画等の対応に加え、新商品の開発・販売、国の再保険特別会計廃止に伴う整備や債権管理業務への円滑な対応を行うとともに、第四期システムのシステム保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、利用者に対するサービスの向上、業務運営の効率化・迅速化を実現すること。その際の指標として、第四期システムの具体的な効果を示すほか、第四期システムの保守費用が第三期システムの保守費用を下回るように努めること。また、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切</p>	<p>(2) システムの効率的な開発及び円滑な運用</p> <p>組織の見直しに係る会計、税制、災害・事故等緊急時の事業継続計画等の対応に加え、新商品の開発・販売、国の再保険特会廃止に伴う整備や債権管理業務への円滑な対応を行うとともに、第四期システム（SPIRIT-ONE）のシステム保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、お客様に対するサービスの向上、業務運営の効率化・迅速化を実現します。その際の指標として、第四期システムの具体的な効果を示すほか、第四期システムの保守費用が第三期システムの保守費用を下回るように努めます。政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切</p>	<p>(2) システムの効率的な開発及び円滑な運用</p> <p>保守性及び費用対効果を考慮した上でシステム開発投資を行うことを基本方針とし、これに従ってシステム開発を進めていくため、理事を責任者とした体制を構築する。</p> <p>➤ 上記の考えに基づいた効率的なシステムの開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ Web化、事務適正化のためのシステム開発（再掲） ◆ 基幹システムの基盤更改（2016年10月目途） 	<p>(2) システムの効率的な開発及び円滑な運用</p> <p>➤ 効率的なシステムの開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Web化について、当初の予定どおり、顧客情報登録、バイヤー情報登録、買一個別保険、中小企業保険等のWeb化を円滑に行った。 ・基幹システムの基盤更改について、平成28年10月の切替を目的に順調に開発を行っている。

中期目標	中期計画	年度計画（平成27年度）	年度計画進捗状況（平成28年3月末現在）
<p>な情報セキュリティ対策を推進する取組みを行い、業務・情報システムの最適化をPDCAサイクルに基づき継続的に実施すること。</p>	<p>報セキュリティ対策を推進し、業務・システムの最適化の計画策定、実行、評価、改善のPDCAサイクルを継続的に実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ PC-LAN システムの更改（2016年1月目途） ◆ 新会計システムの円滑な導入（2015年8月目処） ➢ <u>システムの効率的な運用</u> 【目標値： 第四期システム保守費用 16.1億円（第三期システム保守費用）以下】 ➢ <u>情報セキュリティに関する PDCA サイクルの継続的実施</u> 政府の情報セキュリティ対策方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策の推進、業務・システムの最適化計画に関する PDCA サイクルの継続的実施 ➢ <u>保険商品見直しや債権管理業務に係るシステム対応費用対効果を考慮したシステム開発</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・PC-LAN システムについて、当初の予定どおり平成28年1月にシステムの切替を行い新システムでの運用を開始した。 ・新会計システムについて、当初の予定どおり平成27年8月にシステムへの切替を行い新システムでの運用を開始した。 ➢ システムの効率的な運用 ・平成27年度のシステム保守費用は12.9億円であり、目標を達成した。 ➢ 情報セキュリティに関する PDCA サイクルの継続的実施 ・近年のセキュリティ事情をかんがみ、情報セキュリティポリシーの改訂、メール、外部ストレージなどに対するセキュリティの強化を実施し、着実にセキュリティの強化を行った。 ➢ 保険商品見直しや債権管理業務に係るシステム対応 ・PU 格の信用料率の撤廃、企総暫定限度割増係数の廃止などの制度改正に対応し、予定どおり着実にシステム開発を行った。 ・債権管理情報の Web での提供など、顧客利便性の向上、業務効率化に資する開発を、費用対効果を考慮しながら実施した。
<p>4. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>リスク債権の確実な回収、信用事故債権に係る高い回収率の維持により、利用者に対する確実な安心の提供を担保するための財務基盤をより強固にする必要がある。</p>	<p>4. 財務内容の改善に関する事項（予算、収支計画及び資金計画）</p>	<p>3. 財務内容の改善に関する事項</p>	
<p>（1）財務基盤の充実</p> <p>貿易保険は、世界的な規模の経済危機や戦乱のような予見できない異常事態に係るリスクを引き受けるものであることから、こうした事態に備えて保険金支払いのための財務基盤を充実させることが必要である。このため、貿易保険事業について長期的な収支相償の実現を目指すべく、業務運営の効率化や的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制を図るとともに、適正な保険料の設定、保険事故債権の適切な管理や回収の強化等による収入の確保に取り組むこと。</p> <p>（註）</p> <p>1）貿易保険事業の特殊性から、単年度ベースでの経常収支相償を常時求めることは困難である。</p> <p>2）収入確保の一環としての資金運用にあたっては、日本貿易保険による迅速な保険金支払能力に支障をきたさないよう、独立行政法人通則法第47条に規定され、かつ元本保証された方法に限定すること。</p>	<p>（1）財務基盤の充実</p> <p>お客様に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくため、健全な財務内容を維持します。具体的には、業務運営の効率化や、的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制に努めるとともに、適正な保険料の設定、保険事故債権の適切な管理及び回収の強化を図り、安定的な収入の確保に取り組めます。</p> <p>（ア） 予算計画（別添1参照）</p> <p>（イ） 収支計画（別添2参照）</p> <p>（ウ） 資金計画（別添3参照）</p>	<p>（1）財務基盤の充実</p> <p>お客様に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくため、業務運営の効率化、保険事故債権の適切な管理及び回収の強化等を通じ、健全な財務内容を維持する。</p> <p>（1）財務基盤の充実</p> <p>（ア） 予算計画（別添1参照）</p> <p>（イ） 収支計画（別添2参照）</p> <p>（ウ） 資金計画（別添3参照）</p> <p>➢ <u>適切な資金運用による健全な財務内容の維持</u></p>	<p>（1） 財務基盤の充実</p> <p>平成27年度の当期総利益は、381億円を計上。 平成27年度末の利益剰余金は前年度比33%増の1,521億円 前年度に次ぐ高水準であった保険料収入やアルゼンチンのリスク回収等の保険代位債権の回収が大きく進展し、327億円の特別利益を計上したことから、平成27年度の当期総利益は、前年度比51%増の381億円を計上。利益剰余金は前年度比33%増の1,521億円となり、保険金支払いに備え、財務基盤をさらに充実できた。 現預金及び有価証券残高は、前年度比9%増の3,694億円と保険金支払のための一定の流動性を確保。 資金運用は、国債等を中心とする安全資産での運用により、安定的に収益を確保し、前期比3%増となる55億円の資産運用収益を計上。</p>

中期目標	中期計画	年度計画（平成27年度）	年度計画進捗状況（平成28年3月末現在）
<p>（2）債権管理・回収の強化</p> <p>①保険事故債権の適切な管理及び回収の強化を図ることにより安定的な収入の確保に取り組むことは、長期的な収支相償を実現する上での重要な鍵である。このため、債権データの管理を的確に行うことはもとより、国の関係機関と緊密な連携を図るとともに、職員の専門能力の涵養等により、回収能力を強化すること。非常リスクに係る保険事故債権については、パリクラブ等への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国との交渉に対して積極的かつ的確な対応を図ること。信用リスクに係る保険事故債権については、利用者等の協力を得つつ積極的な回収に取り組むこと（その際の目安として、中期目標期間終了時において期間平均回収実績率20%を達成するように努めること（註）。）。</p> <p>（註） 回収実績率の目安については、第二期・第三期と同様、期間平均の実績を採用する。また、この期間平均回収実績率を次式により定義する。 期間平均回収実績率＝期間平均値（各事業年度の回収金額）÷期間平均値（回収金を得た案件及び回収不能が確定した案件に係る保険金支払額）</p>	<p>（2）債権管理・回収の強化</p> <p>①債権データの管理を的確に行うとともに、国の関係機関との緊密な連携や、職員の専門能力の涵養、民間回収専門業者の活用等を行うことにより、回収能力を強化します。非常リスクに係る保険事故債権については、パリクラブや債務国との間で締結する債務繰延協定への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国との交渉に対して、積極的かつ的確な対応を行います。信用リスクに係る保険事故債権については、お客様の協力を得つつ、積極的な回収に取り組めます（その際の目安として、中期目標期間終了時において期間平均の回収実績率24%を達成に取り組めます。）</p> <p>（註）回収実績率の目安については、第二期・第三期と同様、期間平均の実績を達成目標として回収の強化に取り組めます。</p>	<p>（2）債権管理・回収の強化</p> <p>➤ <u>回収能力の強化</u> 信用リスクに係る保険事故債権の積極的な回収 【目標値：中期目標期間の平均回収実績率：24% 目標参考値：2015年度 単年度回収率7.9%、終了予定案件16件】</p> <p>➤ <u>債権管理に関するノウハウ蓄積・フィードバックによる事故防止の取組</u> 保険事故に関する傾向分析の実施とその結果の法人内外への情報発信</p>	<p>（2）債権管理・回収の強化</p> <p>➤ <u>回収能力の強化</u> ・単年度目標7.9%のところ11.5%の回収率となり、4年間通期の回収率は27.3%であり、中期計画目標の24%も達成している。過去2番目に低い回収率となっているが、平成26年度までに回収見込みの高い案件はほぼ終了し、高い回収率が見込まれない中で大幅に目標を上回る成果を達成。平成27年度終了案件17件、回収率11.54%、中期計画4年間の回収率は27.28%。</p> <p>➤ <u>債権管理に関するノウハウ蓄積・フィードバックによる事故防止の取組</u> ・特徴ある保険事故事案について社内事例研究会を開催。また、前年度の保険事故内容についてe-NEXIにおいて説明すると共に顧客向け説明会を開催。月次で営業部に事故・保険金支払情報を共有し、大阪支店ともTV会議を行い積極的に情報発信を実施した。</p> <p>➤ <u>特定国からの回収の取組</u> ・キューバ宛中長期債権について、日本政府関係省庁が、パリクラブで延滞解消スキームに合意し、その後の二国間Exchange of Notes 締結に向けて、約30年に亘って滞っていた元本・約定金利債権計615億円の回収に関して道筋を開いたことに関し、NEXIとしても、対処方針案の検討、出張しての交渉現場同席、債権突合等に参画し、相応の役割を果たした。同短期債権について、3年前合意のリスケジュール債権、及びその後引受の新規債権ともに、キューバ側と綿密に連絡を取ることでより適切に決済に係る入金管理を行い、約定どおり遅延することなく継続的な回収を実現した。また、平成27年12月にはキューバ側の要請を受け、短期引受枠の増額交渉も成功裏に完了させ、その後も順調に債権の回収を継続中。</p> <p>・ベネズエラ向け短期債権に関して、約200億円の延滞が発生する中、在ベネズエラ日本大使館とも連携し、回収交渉のための面談の申し入れに尽力し、2016年度早々での回収交渉実現に結びつけた。</p>
<p>②査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウを商品開発・営業・審査部門にフィードバックするとともに、利用者等や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生の防止、損失の軽減に努めること。</p>	<p>②商品開発・営業・審査部門の業務の適正化・効率化に資するためにも、具体的案件の査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウをフィードバックし、リスク管理の強化に取り組めます。また、お客様や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生の防止、損失の軽減に取り組めます。</p>		
<p>③保険事故債権の管理においては、その評価・分析手法の改良に努め、適切な経理処理を行うこと。</p>	<p>③保険事故債権については、その管理を的確に行うことはもとより、評価・分析手法の改良に努め、適切な経理処理を行います。</p>		
<p>（3）保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化</p> <p>「事業仕分け」結果を踏まえ、保険料率の設定や積立てなどの基準をより明確化・透明化し、全体として会計経理の透明性を一層確保すること。その際、積立金の原資は被保険者から徴収した保険料であること、積立金は将来の保険金支払いの準備金としての性格を有していること、貿易保険は超長期での収支相償を前提としていることを適切に踏まえること。また、リスクの的確な反映、貿易保険の政策的役割、民間参入の円滑化、WTO協定やOECD輸出信用アレンジメント等国際ルールの遵守に配慮すること。</p>	<p>（3）保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化</p> <p>貿易再保険特別会計の廃止や独法改革の結果等を踏まえ、財務会計に係る諸規定・運用の見直しを進めます。また、保険料率の設定や積立てなどの基準をより明確化・透明化し、全体として会計経理の透明性を一層確保します。その際、積立金の原資は被保険者から徴収した保険料であること、積立金は将来の保険金支払いの準備金としての性格を有していること、貿易保険は超長期での収支相償を前提としていることを適切に踏まえます。また、貿易保険の政策的役割、民間参入の円滑化、WTO協定や</p>	<p>（3）保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化</p> <p>特殊会社化と貿易再保険特別会計の廃止・承継に伴う責任準備金の算出方法に関する規程の整備等を行う。</p>	<p>（3）保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化</p> <p>特殊会社化や貿易再保険特別会計の廃止・承継に備え、貿易保険事業の会計の透明性を確保するため、責任準備金の算出方法に関する規程について整備した。</p>

中期目標	中期計画	年度計画（平成27年度）	年度計画進捗状況（平成28年3月末現在）
	OECD輸出信用アレンジメント等国際ルールへの遵守に配慮しつつ、収支実績等を踏まえた料率の適切性の確保に取り組みます。		
<p>5. 行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応</p> <p>「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）及び「特別会計改革の基本方針」（平成24年1月24日閣議決定）を踏まえた新たな貿易保険制度に円滑に移行するために必要な措置を検討すること。</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づく取組みを着実に進めつつ、将来的に新たな制度に移行することを見据え、講じる措置は早期に着手すること。</p>	<p>5. 行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応</p> <p>貿易再保険特別会計の廃止及び全額政府出資の特殊会社化に伴う新たな制度を設計するに当たっては、円滑に移行するためにリスク管理の強化や内部統制の強化のための体制整備等必要な措置を検討し、講じる措置は早期に着手するようにいたします。また、国家戦略上の重要性など国の政策判断を的確に反映させつつ法人のトップマネジメントの下で行われる専門的なリスク判断が的確に行われる仕組みの在り方について、遅くとも平成28年度末の移行までに結論を得るよう十分な検討を行います。</p> <p>また「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づく取組を着実に進めつつ、将来的に新たな制度に移行することを見据え、講じる措置は早期に着手します。</p> <p>なお本計画については、貿易保険はその運営が国際政治経済情勢の変化に的確に対応したものである必要があることから、今後、大きな情勢の変化がある場合には、機動的な対応が可能となるよう適時適切に見直しを行います。</p>	<p>4. 行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応</p> <p>特殊会社化や貿易再保険特別会計の廃止・承継に備えて、必要な措置の検討と講じる措置の早期着手を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>特殊会社化に向けた諸準備の推進とそのための組織・人員体制の強化</u> ➢ <u>特殊会社化後を見据えた経営手法の導入（年度計画における目標の具体化・明確化とそれを起点とするPDCAサイクルの確立に向けた取組）</u> ➢ <u>特殊会社化と貿易再保険特別会計の廃止・承継に伴う責任準備金の算出方法に関する規程の整備等（再掲）</u> 	<p>4. 行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応</p> <p>特殊会社化後の NEXI の機関設計や会計の在り方等について検討を行い、以下のとおり実施した。機関設計については、取締役会・監査役会等の機関案、定款案、取締役会の決議事項案、内部統制基本方針案などの検討・審議を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省貿易保険課との間で「新 NEXI のガバナンスあり方検討会議」を8月から12月にかけて全7回実施し、特殊会社化に向けた NEXI・経済産業省の双方での要検討事項を洗い出し、要作業項目リストにその結果を凝縮して纏めた。その結果、1月から個別事項の論議へ繋げることができた。 ・1月からは NEXI 幹部陣で特殊会社化に関するステアリングコミティーを月次で開催して、特殊会社化の要作業項目の進捗管理を実施している。
	<p>6. 高い専門性を持った人材の育成（人事に関する計画）</p> <p>（1）方針</p> <p>対外取引の複雑化、産業界のニーズの変化等に伴い、貿易保険がてん補すべきリスクの性質も一層複雑なものとなりつつあることに鑑み、ニーズに応じて質の高いサービスを提供できる専門家集団となるよう、引き続き、民間企業等から国際金融、法制度、カントリーリスク、企業財務、貿易実務等に関する専門性を有する職員を採用するとともに、職員に対する研修制度を充実させること、職員の専門性の育成に配慮した人事制度を効率的に運用すること等により、職員の専門性をより高度なものとし、また、現行の業務処理の改善（例えば、定型業務の処理体制の一元化や管理部門の業務の効率化等）を図ることにより、業務の量・質に対応した、より適正な人員の配慮を行います。さらに、目標管理制度に基づく業績評価や業務実態に即した人事考課制度の整備等を通じて、職員が引き続き日本貿易保険においてその専門性を活かしていくことに対してインセンティブを与えるような、魅力ある就業環境の形成に引き続き取り組みます。</p>	<p>5. 高い専門性を持った人材の育成（人事に関する計画）</p> <p>質の高いサービスを提供するための体制整備を図るため、人材の確保・登用や能力開発を行い、職員の専門性を高める。また、専門性の高い職員が定着し、能力を発揮できるような就業環境を形成する。こうした取組の評価は、職員の声を重視して行う。</p> <p>職員向けアンケートにおける満足度 【目標参考値】（注）</p> <p>会社の方針・目標の徹底 60% [14年度実績：51.6%] 仕事のやりがい 70% [14年度実績：65.3%] 研修制度の充実 60% [14年度実績：53.2%] 目標管理制度に基づく評価 70% [14年度実績：-] （注）アンケート結果において、「大いにそう思う」、「ある程度そう思う」と回答した割合</p>	<p>5. 高い専門性を持った人材の育成（人事に関する計画）</p> <p>専門性の高い職員を中途採用し、また、職員の専門性を高めるための研修体制を確立し実行することで、職員の能力が発揮できる環境を形成した。</p> <p>その結果、職員アンケートでは、各項目で前年を上回る満足度となっている。</p> <p>職員向けアンケートにおける満足度（注）</p> <p>会社の方針・目標の徹底 60.4%[14年度実績：51.6%] 仕事のやりがい 70.9%[14年度実績：65.3%] 研修制度の充実 74.8%[14年度実績：53.2%] （注）アンケート結果において、「大いにそう思う」、「ある程度そう思う」と回答した割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度末の人員数は145人。
	<p>（2）人員に係る指標</p> <p>平成28年度末の人員を平成23年度末の水準以下とします。なお、今後の独立行政法人改革（平成25年12月閣議決定を踏まえた組織・事務の機動的確保のための措置の検討を含む）の結果や今後の法改正等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行います。</p>		

中期目標	中期計画	年度計画（平成27年度）	年度計画進捗状況（平成28年3月末現在）
	<p>(参考1) 平成23年度末の人員数 147人 平成28年度末の人員数見込み 147人 (ただし、制度改正等特殊要因は除く)</p> <p>(参考2) 中期目標の期間中の人件費総額見込み 6,235百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者手当及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用となります。</p>		
	<p>(3) 人材の確保及び養成に関する計画</p> <p>①人材の確保</p> <p>常勤職員の一部に、国際金融、国際プラントビジネス、保険業務、財務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用します。また、目標管理制度に基づく業績評価や、業務実態に即した人事考課制度の整備等を通じて魅力ある就業環境を形成し、専門性の高い職員の定着に対するインセンティブの付与に引き続き取り組めます。</p>	<p>(1) 人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>新卒者、高度な専門性を有する人材の計画的な採用</u> 2015年度に開始する新卒採用の継続的实施 ➢ <u>女性職員の活躍促進</u> 女性職員が最大限に能力を発揮できるような職場環境の形成 【目標参考値：女性新規採用比率40%、女性管理職比率20% [15年3月時点：15.2%]】 ➢ <u>仕事と家庭の両立支援制度の充実</u> 育児休業からの早期復職等を促進するための看護休暇の拡充、介護サポート休暇の新設等 	<p>(1) 人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>新卒者、高度な専門性を有する人材の計画的な採用</u> 新卒者5人、中途3人、契約職員2人を採用。 ➢ <u>女性職員の活躍促進</u> 新卒者5人中女性2人（女性比率40%） 女性管理職比率21.2%（27年度末） いずれも目標参考値を達成。 ➢ <u>仕事と家庭の両立支援制度の充実</u> 育児休業者の早期復職を促進するため、看護休暇の拡充等を始めとする両立支援制度の充実により、十数名の育児休業者の復職を達成。
	<p>②人材の養成</p> <p>個々の職員の専門性の育成に配慮した人事制度を構築するとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図ります。</p>	<p>(2) 人材の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>体系的な職員研修制度に基づく職員の専門性向上</u> <ul style="list-style-type: none"> ◆ キャリア階層に応じた技能研修（新入職員研修、管理職・非管理職別研修） ◆ 職員の基本的な業務知識習得のための研修（貿易実務、財務分析等） ◆ 職員のキャリアアップに向けた研修（海外勤務のための語学研修、情報システム研修、財務分析高度化のための研修、国内大学院支援制度） ➢ <u>特定の業務分野の専門知識獲得に向けた研修の実施</u> <ul style="list-style-type: none"> ◆ カントリーリスク研修（再掲） ◆ プロジェクトファイナンス研修 ◆ 財務・会計研修 ◆ 的確な保険金査定に向けた事例研究会（再掲） ◆ 海外事業資金貸付保険・海外投資保険の特約に関する研修（再掲） 	<p>(2) 人材の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>体系的な職員研修制度に基づく職員の専門性向上</u> 体系的な研修制度を制定。 各研修対象者に対し、適宜研修を実施。 新入職員研修では、入社後1ヶ月間の集中研修を確立、また、3年間をかけて、NEXT職員として習得すべき知識を身につけるべく段階的な研修を実施中。 新たに2年目研修として、海外事務所研修を新設。（平成28年4月から実施） ➢ <u>特定の業務分野の専門知識獲得に向けた研修の実施</u> 既存職員についてもベーシックスキル研修、業務研修、キャリア別研修等を実施。 職員の約75%が満足する内容となっている。
		<p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>休暇取得の促進</u> 年次有給休暇取得計画策定のルール化、管理職や年 	<p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>休暇取得の促進</u> 全職員*の年次有給休暇取得7日以上達成（平均11.6日／

中期目標	中期計画	年度計画（平成27年度）	年度計画進捗状況（平成28年3月末現在）
		<p>休取得率の低い者への直接指導等による年休取得の促進 【目標参考値： 全職員の年次有給休暇取得7日以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>評価制度の運用改善</u> 目標管理制度に基づく職員評価結果の公表、評価方法及びプロセスについての職員への周知等 ➤ <u>ハラスメントの防止</u> セクハラ・パワハラに対する通報、調査、措置に関するマニュアル策定 	<p>人) *一部、職員本人の集計ミスによる未達の者除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>評価制度の運用改善</u> 目標管理制度の運用改善を行い、職員説明を実施。平成27年度評価からの運用開始を実現。 ➤ <u>ハラスメントの防止</u> ハラスメントマニュアル案を策定。
	<p>7. 短期借入金の限度額</p> <p>平成24年度（2012年度） 500億円 平成25年度（2013年度） 500億円 平成26年度（2014年度） 500億円 平成27年度（2015年度） 500億円 平成28年度（2016年度） 500億円</p>		

(別添1)

予算計画

(単位：百万円)

区 別	貿易保険事業	合 計
収入		
業務収入	17,491	17,491
正味収入保険料	11,621	11,621
正味回収金	2,000	2,000
受取利息	3,870	3,870
その他業務収入	—	—
被出資債権からの回収金	7,619	7,619
有価証券の償還	19,737	19,737
短期借入金	—	—
計	44,847	44,847
支出		
業務支出	25,347	25,347
正味支払保険金	19,544	19,544
人件費	1,247	1,247
国庫納付金	—	—
その他業務支出	4,556	4,556
投資支出	1,785	1,785
システム開発等	1,715	1,715
その他投資支出	70	70
有価証券の取得	—	—
短期借入金返済	—	—
その他の支出	—	—
予算差異	17,715	17,715
計	44,847	44,847

(別添2)

収支計画

(単位：百万円)

区 別	貿易保険事業	金 額
費用の部		
経常費用	28,190	28,190
正味支払保険金	19,544	19,544
業務費	5,803	5,803
その他経常費用	2,843	2,843
臨時損失	0	0
計	28,190	28,190
収益の部		
経常収益	13,625	13,625
正味収入保険料	11,621	11,621
正味回収金	2,000	2,000
その他経常収益	4	4
財務利益	3,870	3,870
臨時利益	7,619	7,619
計	25,114	25,114
純利益	△3,076	△3,076

(別添3)

資金計画

(単位：百万円)

区 別	貿易保険事業	金 額
資金支出		
業務活動による支出	25,347	25,347
正味支払保険金	19,544	19,544
業務費	5,803	5,803
国庫納付金	0	0
投資活動による支出	1,785	1,785
財務活動による支出	0	0
翌年度への繰越金	83,687	83,687
計	110,819	110,819
資金収入		
業務活動による収入	13,623	13,623
正味収入保険料	11,621	11,621
正味回収金	2,000	2,000
受取利息	2	2
その他業務収入	—	—
被出資財産からの回収金	7,619	7,619
投資活動による収入	19,737	19,737
財務活動による収入	3,868	3,868
前年度繰越金	65,972	65,972
計	110,819	110,819